



障がいのある方のための

福祉ガイド 2018



音声コード

札幌市



目次

手帳

- 1 身体障害者手帳…………… 1
- 2 療育手帳…………… 1
- 3 精神障害者保健福祉手帳…… 2
- 4 障害者手帳のデザイン………… 2

相談窓口

★公的機関

- 1 区保健福祉部…………… 3
- 2 身体障害者更生相談所………… 3
- 3 身体障害者福祉センター…… 3
- 4 視聴覚障がい者情報センター
…………… 4
- 5 知的障害者更生相談所…… 4
(手をつなぐ相談センター ま
あち)
- 6 児童相談所…………… 4
- 7 精神保健福祉センター…… 5
(札幌こころのセンター)
- 8 自閉症・発達障害支援センター
(おがる)…………… 5
- 9 子ども発達支援総合センター
(ちくたく)…………… 5

- 10 保健センター…………… 6
- 11 教育センター…………… 6
(教育相談室・幼児教育セン
ター)
- 12 公共職業安定所
(ハローワーク)…………… 6
- 13 北海道障害者職業センター… 6

★各種相談事業

- 1 障がい者相談支援事業…… 7
- 2 障がい者就業・生活相談支援事
業…………… 8
- 3 障がい児等療育支援事業…… 8
- 4 障がい者あんしん相談…… 9
- 5 障がい者虐待相談…………… 9
- 6 精神科救急情報センター……10
- 7 さっぽろ子どもこころの
コンシェルジュ事業……………10
- 8 障がい者 IT サポートセンター
……………10
- 9 法人後見事業……………11
- 10 日常生活自立支援事業……11
- 11 消費者被害防止
ネットワーク事業……………11
- 12 社会参加促進相談……………12

13	身体障害者補助犬に関する 相談窓口	12
----	----------------------	----

★相談員

1	各種相談員	13
2	民生委員・児童委員	13

福祉サービス

★障害者総合支援法

1	障害者総合支援法（概要）	14
2	自立支援給付 （介護給付・訓練等給付）	15
3	高額障害福祉サービス等給付費	16
4	計画相談支援	17

★訪問系（障害者総合支援法）

1	居宅介護（ホームヘルプ）	17
2	重度訪問介護	17
3	行動援護	18
4	同行援護	18
5	重度障害者等包括支援	18
6	短期入所 （ショートステイ）	18

★日中活動系（障害者総合支援法）

1	生活介護	19
2	就労継続支援（A型）	19
3	就労継続支援（B型）	19
4	就労移行支援（養成施設）	20
5	就労移行支援 （養成施設以外）	20

6	自立訓練（機能訓練）	21
7	自立訓練（生活訓練）	21
8	就労定着支援	21

★居住系（障害者総合支援法）

1	施設入所支援	21
2	共同生活援助 （グループホーム）	22
3	療養介護	22
4	宿泊型自立訓練	22
5	自立生活援助	22

★地域相談支援

1	地域移行支援	23
2	地域定着支援	23

★児童福祉法

1	障害児通所給付	23
2	障害児相談支援	25
3	障害児入所給付	25
4	高額障害児通所給付費・高額障 害児入所給付費	27

★その他サービス

1	移動支援	27
2	重度障がい者入院時コミュニ ケーション支援事業	27
3	日中一時支援	28
4	入浴サービス	28
5	あんしんコール	28
6	寝具の洗濯乾燥	29
7	パーソナルアシスタンス（PA） 事業	29
8	地域ぬくもりサポート事業	29
9	福祉除雪	30
10	要介護者等ごみ排出支援事業 （さわやか収集）	30

医療・保健

★医療

- 1 自立支援医療……………32
(更生医療・育成医療・精神通院医療)
- 2 こころの安心カード……………34
- 3 重度心身障がい者医療費助成
……………34
- 4 後期高齢者医療制度……………35
- 5 小児慢性特定疾病医療費助成
……………35
- 6 特定医療費(指定難病)
助成制度……………36
- 7 障がい者歯科診療……………36
- 8 産科医療補償制度……………36

★保健

- 1 身体障害者在宅訪問診査・指導
……………37
- 2 訪問指導……………37
- 3 難病患者等面接・訪問相談事業
……………38

福祉用具

- 1 補装具……………39
- 2 子どもの補聴器購入費等助成
……………40
- 3 日常生活用具……………40
- 4 紙おむつの支給……………42
- 5 福祉用具展示コーナー……………42

- 6 福祉用具展示ホール……………42
- 7 福祉用具リサイクル……………43

経済支援

★年金・手当

- 1 国民年金(障害基礎年金) ……44
- 2 厚生年金(障害厚生年金) ……44
- 3 特別障害給付金……………45
- 4 心身障害者扶養共済制度……………46
- 5 各種手当……………47
- 6 災害遺児手当……………47

★税の軽減

- 1 税金の控除・減免……………48

まど

- マル優などの非課税制度……………50

★各種料金の割引・助成

- 1 NHK 放送受信料の減免 ……51
- 2 NTT 番号案内サービス ……52
- 3 携帯電話の基本使用料等割引
……………52
- 4 郵便料金等の優遇措置……………52
- 5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用
助成事業……………53
- 6 市内文化・体育施設の利用料
減免……………53

★その他

- 1 生活福祉資金の貸付け……………54
- 2 自立更生促進資金の貸付け…55

3	福祉ホーム (身体障害者福祉ホーム).....	55
4	福祉ホーム (精神障害者福祉ホーム).....	55
5	市営住宅.....	56

就労支援

1	職業リハビリテーション.....	57
2	障がい者協働事業運営費の補助	58
3	障がい者元気スキルアップ事業	58
4	地域活動支援センター.....	58
5	障がい者地域共同作業所.....	58
6	障がい者施設等で作られた製品の 販売所(元気ショップいこ〜 る・元気ショップ).....	59
7	シュリーの店.....	59
8	事業主への雇用助成措置.....	60

機能回復・訓練

1	機能回復訓練.....	61
2	講習会等.....	61
3	音声機能障害者発声訓練.....	61
4	中途失明者社会適応訓練.....	61
5	オストメイト社会適応訓練.....	62
6	聴能言語訓練.....	62

7	先天性障がい児早期療育事業	62
8	失語症言語機能訓練.....	62
9	「言葉の教室」訓練.....	62
10	聴覚障がい者社会生活教室.....	63
11	視覚障がい者家庭生活訓練.....	63
12	視覚障がい者社会生活訓練.....	63

交通関係

1	交通費助成.....	64
2	通所交通費助成.....	66
3	JR 旅客運賃割引.....	68
4	被救護者旅客運賃割引.....	69
5	航空旅客運賃割引.....	69
6	有料道路通行料金の優遇措置	70
7	タクシー料金の福祉割引制度	70
8	バス・市営交通の運賃割引.....	71
9	自動車改造費の補助.....	71
10	自動車運転訓練費の補助.....	71
11	駐車禁止除外指定者の標章.....	72
12	福祉有償運送.....	72

社会参加

★コミュニケーション支援

1	手話通訳者派遣.....	73
2	盲ろう者通訳・介助員派遣.....	73
3	要約筆記者派遣.....	74

4	各種講習会	74
---	-------	----

★スポーツ・文化・教養

1	障害者社会参加推進センター	75
2	障害者週間記念事業	75
3	身体障害者福祉月間行事	75
4	札幌市障がい者スポーツ大会 (すずらんピック)	76
5	スポーツ・レクリエーション 教室	76
6	福祉バスの運行	76
7	点字図書の給付	76
8	点字即時情報ネットワーク事業	77
9	図書などの郵送貸し出し	77
10	ファクシミリによる図書の 所蔵調査・貸出予約	77

★福祉のまちづくり

1	福祉のまちづくり	78
まど		
■	ファクシミリ及びメールによる 110番通報	79
■	ホームページによる安全・ 安心情報の発信	79
■	ファクシミリ及びメール 119番	79
■	ホームページによる 災害情報提供	79
■	在宅療養の方に知っておいてい ただきたい災害への備え	80

その他

関係機関一覧	81
障がい施策一覧	86
平成30年4月1日からの障害者 総合支援法の対象疾病一覧	96

手帳

1 身体障害者手帳

身体に障がいのある方の障がい程度、障がい状況などを記載している手帳で、各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容 障害福祉サービス、補装具費の支給、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

手続 指定医師による診断書、写真を添えて各区窓口で申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 療育手帳

知的障がいのある方の障がい程度、相談記録などを記載している手帳で、一貫した療育相談や各種サービスを受けやすくする制度です。

支援内容 補装具費の支給等を除き、ほぼ身体障害者手帳と同様のサービスを受けられます。**(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)**

手続 判定機関の判定証明書、写真を添えて各区窓口で申請してください（※18歳以上の場合、判定証明書は、判定終了後直接区に送付されるため持参する必要はありません。）。

判定機関（要予約）

18歳未満の方 札幌市児童相談所（予約は札幌市児童相談所）

18歳以上の方 札幌市知的障害者更生相談所

（予約は各区保健福祉部保健福祉課）

◇札幌市児童相談所

（中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障がいの状態にあることを記載している手帳で、各種の支援策を受けやすくすることにより、精神障がいのある方の社会復帰の促進と自立、社会参加の促進を図ることを目的とした制度です。

支援内容 交通費助成、市内の文化・体育施設の利用料減免、税の軽減など。(巻末に一覧表を掲載していますのでご覧ください。)

手続 所定の診断書等を添えて各区窓口で申請してください。

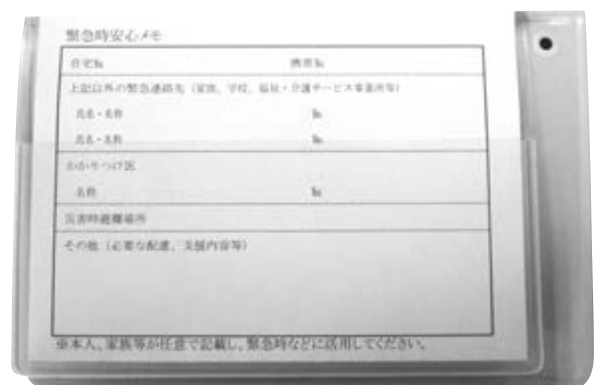
◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 障害者手帳のデザイン

札幌市では、平成28年3月から、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のカバーの色や外観を統一しています。なお、これまでに発行した旧デザインの障害者手帳についても、有効期限内であれば、引き続き使用することができます。



※色は薄紫色です。



※必要に応じて緊急時の連絡先などを書いておくことができます。

相談窓口

公的機関

1 区保健福祉部

福祉の中心的な実施機関として各区役所に設置されています。

日常生活のさまざまな相談に応じて福祉サービスの提供を行い、また、各専門機関と連絡をとって各種福祉制度の窓口となります。

◇※ウラ表紙を参照

2 身体障害者更生相談所

身体に障がいのある方に対する福祉サービスが適切に行われるように、各区保健福祉部や関係機関と連携して、身体障害者手帳の審査、補装具・自立支援医療（更生医療）の判定や専門的相談を行っています。

その他、障がいのある方の地域での支援を総合的に進めていく地域リハビリテーション推進事業（福祉用具の普及啓発、訪問生活動作指導、研修、地域リハビリテーション推進協議会の運営など）を行っています。

◇札幌市身体障害者更生相談所

（西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8852）

3 身体障害者福祉センター

身体に障がいのある方の自立生活の促進とともに、地域とのふれあいを通して生きがいのある生活を送ることができるよう、各種相談、機能回復訓練、各種教養・スポーツ教室、福祉用具の展示、図書コーナー、福祉バスの運行など幅広くサービスを提供しています。

◇札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒 2 条 6 丁目）
☎ 641-8850 FAX641-8966)

4 視聴覚障がい者情報センター

視覚に障がいのある方を対象とした点字図書館と、聴覚に障がいのある方を対象とした情報提供施設を併設しています。

点字図書館では、無料で点字図書・録音図書の閲覧・貸出を行っているほか、お手持ちの本や活字の資料を点訳、音訳、拡大するサービスも行っています。また、広報さっぽろの市政情報の内容を抜粋した点字版「点字さっぽろ」、デージー版（CD）「声のさっぽろ」を発行しています。

聴覚障がい者情報提供施設では、字幕（手話）入り DVD などの自主制作や貸出、パソコンの利用開放などを行っています。また、聴覚障がい者向け番組「目で聴くテレビ」を閲覧することもできます。

◇札幌市視聴覚障がい者情報センター（点字図書館）
（中央区大通西 19 丁目 ☎ 631-6747 FAX631-6751）

◇札幌聴覚障害者協会
（中央区大通西 19 丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内
☎ 642-8010 FAX642-8377）

5 知的障害者更生相談所（手をつなぐ相談センター まあち）

18 歳以上の知的障がいのある方の療育手帳の判定業務を行っています。

療育手帳の交付のための判定などについてケースワーカー、心理判定員、嘱託医が専門的な立場から相談を行い、援護実施者への助言を行っています。

◇札幌市知的障害者更生相談所
（豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21 札幌市子ども発達支援総合センター 4 階
☎ 824-1901）

6 児童相談所

保護者が札幌市内に居住する 18 歳未満の児童に関する、さまざまな相談に応じると共に、専門的な立場から判定や助言・指導を行っ

ています。発達全般についての相談及び施設入所、諸制度を利用するための相談などを担当しています。

◇札幌市児童相談所

(中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630)

7 精神保健福祉センター（札幌こころのセンター）

心の相談を行っている機関等への技術支援・援助・研修会の実施などのほか、複雑・困難な内容の相談に応じ、関係機関と協力しながら、心の病気の予防から精神障がいのある方の社会参加まで、精神保健福祉に関して幅広く支援活動をしている総合的なセンターです。市民からの心の病気についての相談、情報提供、普及啓発や自殺対策事業なども行っています。

◇札幌市精神保健福祉センター

(中央区大通西19丁目 WEST19 4階 ☎ 622-0556)

8 自閉症・発達障害支援センター（おがる）

発達障がいのある方への支援などを目的とした専門的機関で、情報提供を中心に、ご本人やご家族と支援機関等がつながるためのサポートをします。また、各支援機関への助言、研修などによる支援者の育成、支援者同士のつながり・学びの場の提供など、発達障がいが正しく理解されるようさまざまな取組みを通じて札幌市の発達障がいへの支援を進めています。

◇札幌市自閉症・発達障害支援センター

(東区東雁来12条4丁目1番5号 ☎ 790-1616)

9 子ども発達支援総合センター（ちくたく）

児童精神科、肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科を持つ医療部門に加え、児童心理治療施設・福祉型障害児入所施設の入所部門、就学前のお子さんのための通所部門として児童発達支援センター（医療型・福祉型）があり、お子さんの身体や心の発達、情緒面や行動面の問題に対して、医療・福祉の面から支援を行っています。また、心身の発達の遅れや障がい疑われるお子さんが、状況に応じた適切な支援につながるよう、各

種相談もお受けしています。

◇札幌市子ども発達支援総合センター

(豊平区平岸4条18丁目1-21 ☎ 821-0070)

10 保健センター

乳幼児の健康診査や各種の健康相談、健康教室、自立支援医療（育成医療）の支給、また特定医療費（指定難病）助成制度の申請・相談などの業務を行っています。

また、難病患者等に対し、相談・助言などを行い、必要に応じて家庭訪問などを行っています。

◇各区保健センター（※ 82 ページの3を参照）

11 教育センター（教育相談室・幼児教育センター）

幼児児童生徒とその保護者を対象に、家庭における子育ての悩みや幼稚園・学校等における友達関係や学習の困り、発達に関わる心配について教育相談を行います。

◇札幌市教育センター（西区宮の沢1条1丁目）

・教育相談室総合受付（☎ 671-3210）

・幼児教育センター（☎ 671-3454）

12 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方のための専門の相談窓口があり、職業相談や紹介、トライアル雇用事業などを行っています。

◇各公共職業安定所（※ 84 ページの7を参照）

13 北海道障害者職業センター

障がいのある方に対して、公共職業安定所（ハローワーク）や地域の医療・福祉機関等と協力して、職業相談・評価を通じて策定した職業リハビリテーション計画に基づき、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助を行うほか、うつ病等で休職されている方の職場復帰の支援を行っ

ています。また、事業主に対して、障がいのある方の雇用管理に関する助言その他の援助（障がいのある方の採用計画の相談や社員研修の実施）等を行っています。

◇独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道障害者職業センター
（北区北 24 条西 5 丁目 札幌サンプラザ 5 階 ☎ 747-8231）

各種相談事業

1 障がい者相談支援事業

障がいのある方やご家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整など、総合的な支援を行います。また、障がいのある方が賃貸契約により一般住宅に入居する際に、入居時の賃貸契約援助や入居後の日常生活支援などを行います。

事業所名	所在地	電話
地域生活支援センターさっぽろ	中央区大通西 19 丁目 WEST19 5 階	622-1118
相談室ぼぼ	中央区南 11 条西 12 丁目 2-25 ロイトン山鼻 801 号	522-4112
相談室ぼらりす	北区北 21 条西 5 丁目 1-32 梅ノ木ビル 202 号	757-1871
相談室つぼみ	北区北 26 条西 3 丁目 1-10-2	299-7246
相談室らっく	北区北 38 条西 4 丁目 1-5 スノーベル麻生 1 階	769-0981
相談室セーボネス	東区北 41 条東 15 丁目 3-18 アズブライト 503 号	748-3119
相談室あさかげ	東区北 33 条東 14 丁目 5-1	733-3808
相談室あゆみ	白石区川北 2254 番地 1	879-5522 (内 215)
相談室きよサポ	白石区南郷通 14 丁目南 4-8 キャッスル大木戸 1 階	860-1750
ますとびいー	厚別区上野幌 3 条 4 丁目 1-12	299-3856
相談室きらら	豊平区月寒東 5 条 17 丁目 10-20 ルミエールⅢ 102 号	854-4400
相談室みなみ	豊平区平岸 2 条 7 丁目 4-13 平岸前田ビル 4 階	825-1373
相談支援事業所ノック	清田区真栄 1 条 2 丁目 1-28 真栄ビル 1F	378-4244
相談室ほくほく	南区澄川 3 条 1 丁目 5-3 センタービル 1F	807-9746
ほっと相談センター	南区川沿 2 条 2 丁目 5-37	572-2220
相談室すきっぷ	西区宮の沢 1 条 4 丁目 7-20 輪島ビル 403 号	676-0101
相談室ぽれぽれ	西区西町北 7 丁目 1-20 カトレアハイム 102	215-4234
相談室こころ ていね	手稲区前田 2 条 10 丁目 1-7 手稲つむぎの杜	685-2861
相談室あすか	手稲区曙 11 条 1 丁目 7-7	685-8332

※障がいのある方等からの相談については、上記 19 か所の相談支援事業所へご相談ください。このほか、上記の相談支援事業所等、

支援機関からの相談を受ける基幹相談支援センターを1か所設置しています。

◇さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール

(中央区南8条西2丁目 ☎ 213-0171)

2 障がい者就業・生活相談支援事業

- ① 就職や職場への定着が困難、あるいは就業経験のない障がいのある方に対して、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行い職業生活における自立を図ります。
- ② 民間企業等への就職又は雇用の継続を希望する障がいのある方同士の交流の促進を図ります(ただし、「就業・生活相談室しんさっぽろ」、「札幌障がい者就業・生活支援センターたすく」は除く。)
- ③ 障がい者職業能力開発プロモーターが、障がいのある方と企業等に対し、職業訓練の周知・広報等を進めるほか、企業等での職業訓練の場の開拓や、訓練実施の調整等を行ってまいります(「就業・生活応援プラザとねっと」に配置)。

手続 利用に際しては電話で窓口にお問い合わせください。

◇就業・生活応援プラザとねっと(札幌市所管)

(中央区北1条西20丁目1-1 ラントレボ-601号 ☎ 640-2777)

(主な交流の場：中央区大通西19丁目札幌市視聴覚障がい者情報センター1F)

◇就業・生活相談室からびな(札幌市所管)

(北区北17条西4丁目2-28 藤井ビル北17条I 301号室 ☎ 768-7880)

◇就業・生活相談室テラス(札幌市所管)

(豊平区豊平8条11丁目2-18 ☎ 598-9394)

◇就業・生活相談室しんさっぽろ(札幌市所管)

(厚別区厚別中央3条3丁目3-33 システムコート新札幌106号室 ☎ 887-7075)

◇札幌障がい者就業・生活支援センターたすく(北海道所管)

(中央区北7条西1丁目1-18 丸増ビル301号 ☎ 728-2000)

3 障がい児等療育支援事業

重症心身障がい・発達障がいなど障がいのある子ども、家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、療育指導や療育支援を行います。保育園や学校など、関係機関からの相談にも応じています。

事業所名	所在地	電話
社会福祉法人あむ に・こ・ぱ	中央区南 13 条西 23 丁目 2-12	561-2271
社会福祉法人はるにれの里 発達支援室なっつ	西区福井 4 丁目 3-5	080-3572-2255
社会福祉法人麦の子会	東区北 36 条東 9 丁目 1-1	776-6856
社会福祉法人北翔会	白石区川北 2254-1	879-5555
社会福祉法人楡の会	厚別区厚別町下野幌 49-33	898-3929

4 障がい者あんしん相談

障がいのある方の権利を守り、地域生活を支えるための相談窓口を設置しています。相談員が、面談や電話による相談を受けて、行政機関や他の相談機関等と協力して対応します。面談のときは予約をお願いしています。また、必要に応じて、弁護士による法律相談（毎月第 2 水曜午後、予約制）を行うこともあります。相談は無料です。

〈窓口時間〉 9 時～ 17 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

◇札幌市社会福祉協議会（中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター 3 階
専用☎ 633-1313 専用FAX633-3887 専用メール soudan@sapporo-shakyo.or.jp）

5 障がい者虐待相談

障がいのある方への虐待の相談に、電話や面談で応じる専門の相談窓口を設置しています。障がいのある方への虐待を発見したり、疑わしいと感じた場合には、すぐにお知らせください。

〈窓口時間〉 9 時～ 19 時（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

◇札幌市社会福祉協議会

（中央区大通西 19 丁目 札幌市社会福祉総合センター 3 階

専用☎ 632-7021 FAX613-5486

専用メール gyakutai@sapporo-shakyo.or.jp）

また、上記の窓口時間外にも、夜間・休日の緊急連絡先を設置し、相談に応じています。

◇夜間・休日の緊急連絡先（☎ 080-5723-0200）19 時～翌 9 時 土・日曜日・祝祭日・年末年始終日

※身体・生命の安全に危険がある場合には、110 番又は 119 番に通報してください。

6 精神科救急情報センター

地域で生活する精神障がいのある方の緊急な精神科治療に対応するため、平日夜間及び土日休日等に電話による相談を行い、当番病院との調整など、適切な医療の確保を行っています。

〈開設時間〉 平日夜間 17時～翌日9時
土日休日等 9時～翌日9時

◇札幌市精神科救急情報センター相談専用電話（☎204-6010）

※札幌市精神科救急情報センターは、北海道が運営主体である「北海道精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック」内の機構としての位置づけも有しており、札幌市と近隣市などからの相談にも一定程度対応しています。

7 さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業

こころの悩みを抱えている子どもや発達障がいのある子どもが、より早く、適切な医療機関や関係支援機関での支援を受けることができるよう、適切な医療機関等を案内（コンシェルジュ）する事業を行っています。

担当区	事業所名（担当区）	電話	相談時間
中央区 東区	氏家記念こどもクリニック	080-3231-6164	平日10時～15時 (13時～14時を除く)
北区	五稜会病院	771-5660	平日10時～15時 (12時～13時を除く)
白石区 豊平区	子ども心身医療センター 地域支援室	090-3111-8061	平日10時～15時 (12時15分～13時を除く)
厚別区	榆の会こどもクリニック	898-4766	平日10時～15時 (12時～13時を除く)
清田区 南区	ときわ病院 相談室こすもす	593-0556	平日10時～15時 (12時～13時を除く)
西区 手稲区	ときわ病院 相談室あじさい	080-2878-0556	平日10時～15時 (12時～13時を除く)

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内
☎211-2936）

8 障がい者ITサポートセンター

障がいのある方の情報通信技術に関する総合的なサービス拠点として、ITに関する利用相談・情報提供、パソコン講習、パソコン

ボランティア養成講座、パソコンボランティア派遣などを行っています。

◇札幌市障がい者 IT サポートセンター

(北区北7条西6丁目 北苑ビル2階 ☎ 769-0841 FAX769-0842)

9 法人後見事業

札幌市社会福祉協議会では、身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立を実施したケースのうち、十分な資産を有さない場合など一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。ただし、選任の判断は、家庭裁判所の審判によります。

◇高齢者・障がい者生活あんしん支援センター

(中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター3階 ☎ 632-7355)

10 日常生活自立支援事業

日常生活の判断に不安のある認知症高齢者、知的障がいのある方及び精神障がいのある方などを対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。なお、契約にあたっては審査が必要となります。

◇各区社会福祉協議会（※84ページの9を参照）

11 消費者被害防止ネットワーク事業

札幌市消費者センターでは、関係機関の方々と連携し、障がいのある方の消費者トラブルの未然防止、早期発見・救済のための取組を行っています。

契約者本人や、ご家族による相談が難しい場合、消費者トラブルの兆候を発見した「関係者」からの依頼により、必要に応じて札幌市消費者センターの「消費生活推進員」が実態調査に伺います。疑わしいと感じた場合は、トラブルの有無に関わらずご連絡ください。

※上記「関係者」は、障がい者相談支援事業所をはじめとする、障がい者福祉の仕事に携わる職員を総称しています。

◇札幌市消費者被害防止ネットワーク事務局

(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ2階 札幌市消費者センター内

☎ 728-8300)

12 社会参加促進相談

在宅で身体に障がいのある方へ、機能回復訓練、オストメイト社会適応訓練、音声機能訓練、失語症言語訓練や文化・スポーツなど各種教室の活用と自立による社会生活を高めるための相談や結婚相談等を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)

13 身体障害者補助犬に関する相談窓口

目や耳や手足に障がいのある方の生活をお手伝いする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）に関する様々な相談に対して、相談員、理学療法士などの専門職が対応します。

◇北海道立心身障害者総合相談所（中央区円山西町2丁目 ☎ 613-5401）

相談員

1 各種相談員

日常生活のさまざまなことについて、地域の相談員が相談に応じます（相談員は障がい者本人か、その保護者です。）。個人のプライバシーについては、固く守ることを義務づけられていますので、お気軽にご相談ください。

相談員	内容	お問い合わせ
身体障害者相談員	自らも身体に障がいのある方や、そのご家族の方が、さまざまな経験や情報をもとに、身近な地域の障がい者やご家族からの相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課 （※ウラ表紙を参照）
知的障害者相談員	障がいのある方や、ご家族からのさまざまな相談に応じています。また、障がいのある方への理解の促進なども行っています。	
ろうあ者相談員	聴覚に障がいのある方の日常生活上の問題や手続きなどの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、聴覚に障がいのある人への理解の促進のための啓発なども行っています。	各区保健福祉部保健福祉課 （※ウラ表紙を参照） ※ろうあ者相談員は聴覚障がい者です。連絡はFAXでお願いします。
盲人相談員	視覚に障がいのある方のさまざまな相談に応じ、助言を行うもので、中央区役所に1人配置しています。	中央区保健福祉部保健福祉課（中央区南3条西11丁目 ☎ 231-2400）

2 民生委員・児童委員

民生委員は市内各地域で、高齢者や障がいのある方など、支援を必要とする方々に対して福祉についての相談に応じ、必要な助言などを行うとともに、区保健福祉部・児童相談所などと連絡をとりあい、行政や各機関へつなぐ役割等を担っています。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

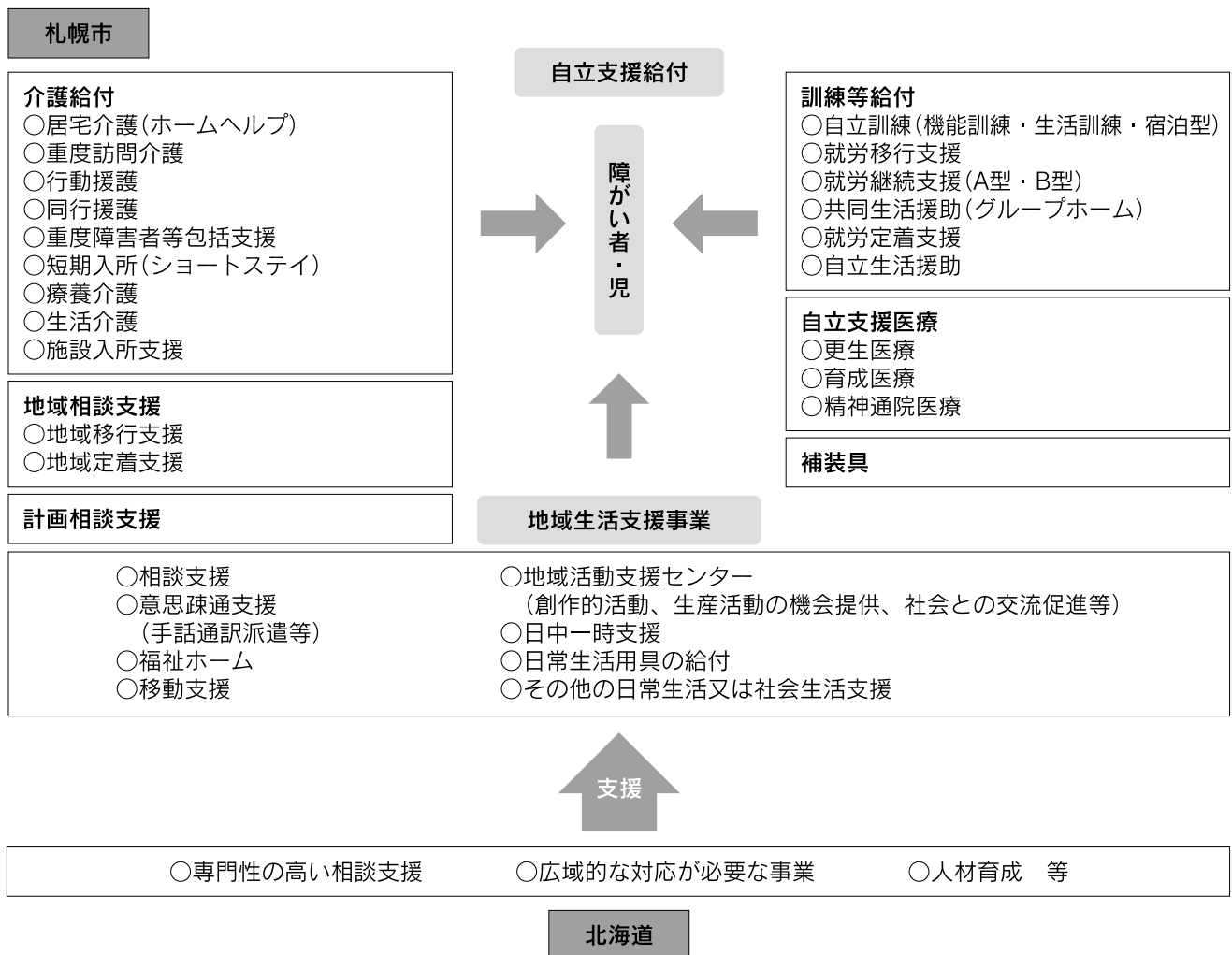
福祉サービス

障害者総合支援法

1 障害者総合支援法（概要）

内容 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による、総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

仕組み



2 自立支援給付（介護給付・訓練等給付）

障がいのある方（※）に、ホームヘルプ、ショートステイ、グループホームなど障害福祉サービスの利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された 359 疾病に該当する難病の方も対象となります（96・97 ページを参照）。

手続 窓口で、又は相談支援事業者などと相談のうえ申請してください。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

- ① 窓口に申請書を提出します。
- ② 申請時に窓口で交付されるサービス等利用計画案提出依頼書を相談支援事業者へ提示し、契約を結んで、サービス等利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます）。
- ③ 調査員（区役所の職員）が、申請者のところにお伺いし、心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。また、ホームヘルプなどの利用を希望する場合、障害支援区分の認定も行います。
- ④ 上記②のサービス等利用計画案を窓口に提出します。
- ⑤ 区役所では、障がいのある方の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「障害福祉サービス受給者証」を交付します。
- ⑥ 障害福祉サービス受給者証をサービス事業者へ提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用 障害福祉サービスを利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担することになります。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することになります。

このほか、食費・光熱水費等の実費は、原則として利用者が負担することになります。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	所得割16万円未満 (18歳未満は28万円未満)	9,300円 (18歳未満は4,600円)
	上記以外	37,200円

※在宅で生活する方の場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児入所支援を利用した場合、利用者には市民税課税状況等に応じて利用者負担が発生します。

高額障害福祉サービス等給付費の制度は、世帯で1月に支払ったこれらの利用者負担の合算額が一定の基準を超えた場合に、その基準を超えて支払った負担額を申請により払い戻し、一世帯での負担額が大きくなりすぎないようにする仕組みです。

※上記サービスの他に補装具費や介護保険のサービスも併せて利用している場合、その利用者負担についても合算対象となることがあります。

※食事代等の実費に係る負担額は合算の対象外です。

また、65歳に到達する日前5年間における特定の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）の支給決定状況のほか、市民税課税状況など、一定の要件を満たす65歳以上の方が、特定の介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護）を利用した場合、その利用者負担を高額障害福祉サービス等給付費として払い戻します。

※平成30年3月以前の利用分は対象外です。

※介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスは対象外です。

手続 申請する方の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）及び払い戻しを受ける方の本人名義の口座がわかるもの（通帳など）を持参して、窓口申請してください。

※過去の利用分について払い戻しを受けたい場合や、その他利用者負担額に疑義がある場合などは、利用した月の領収書が必要になることがあります。

※世帯に障害児入所支援を利用している方がいる場合は、札幌市児童相談所でも手続きが可能です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 計画相談支援

障害福祉サービスや地域相談支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。

※利用者負担はありません。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

訪問系（障害者総合支援法）

1 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行います。

対象者 障害支援区分 1 以上の方及び障がいのある児童

2 重度訪問介護

居宅で生活されている重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより常に介護を必要とする方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護や、外出時における移動支援などを総合的に行います。

対象者 障害支援区分 4 以上で一定の要件を満たす方

3 行動援護

居宅で生活されている行動上の自己判断能力が制限されている方に対し、行動するときの危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

対象者 障害支援区分3以上の知的に障がいのある方又は精神に障がいのある方及び障がいのある児童

4 同行援護

居宅で生活されている視覚障がいのある方で、移動に著しい困難を有する方に対し、ガイドヘルパーが移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行います。

対象者 視覚に障がいのある方及び障がいのある児童

5 重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

対象者 四肢麻痺等のため寝たきり状態にあり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある方、若しくは最重度の知的障がいのある方、又は強度の行動障がいのある知的障がい又は精神障がいのある方（障害支援区分6の方及び障がいのある児童）

6 短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。

対象者 障害支援区分1以上の方及び障がいのある児童

日中活動系（障害者総合支援法）

1 生活介護

常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

対象者 障害支援区分3以上の方（ただし、50歳以上の方は区分2以上）

2 就労継続支援（A型）

雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

ア 就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった方

イ 特別支援学校を卒業された方で、求職活動を行ったが企業等の雇用に結びつかなかった方

ウ 企業等を離職した方などの就労経験のある方で、現に雇用関係がない方

※ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65歳になる前日において、就労継続支援A型の支給決定を受けている方

○65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

3 就労継続支援（B型）

生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

- ア 就労経験（就労継続支援事業（A型）を含む。）がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難な方
- イ 就労移行支援事業（養成施設を含む。）を利用した結果、当該事業の利用が適当であると判断された方
- ウ 50歳以上の方
- エ 障害基礎年金1級を受給されている方

4 就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る知識や技術の習得、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行います。

対象者 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を習得することにより就労を希望する方

※ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

5 就労移行支援（養成施設以外）

生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行います。

対象者 就労を希望する方で、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な方

※ただし、65歳以上の方は、上記の要件に加え、以下のいずれにも該当している必要があります。

○65歳になる前日において、就労移行支援の支給決定を受けている方

○65歳になる前日までの5年間、継続して障害福祉サービスの支給決定を受けていた方

6 自立訓練（機能訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

対象者 施設や病院を退所（院）又は特別支援学校を卒業された身体機能の維持・回復等の支援が必要な方

7 自立訓練（生活訓練）

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上等のために、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 施設や病院を退所（院）、特別支援学校を卒業、又は継続した通院により障がいの状態が安定された方等で、生活能力の維持向上等の支援が必要な方

8 就労定着支援

就労することに伴い生じる、日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、助言などの支援を行います。

対象者 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の利用を経て、一般就労し、就労してから6ヵ月経過している方

居住系（障害者総合支援法）

1 施設入所支援

施設入所する方に、夜間及び休日における入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行います。

対象者 次のいずれかに該当する方

ア 昼間、生活介護事業を利用する場合

障害支援区分4以上の方（ただし、50歳以上の方は

区分3以上)

イ 昼間、自立訓練（機能訓練・生活訓練）又は就労移行支援事業（養成施設を含む）を利用する方

2 共同生活援助（グループホーム）

夜間及び休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。

対象者 障がいのある方（ただし、入浴、排せつ又は食事の介護が必要な方は、障害支援区分1以上）

3 療養介護

医療的ケアと常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

対象者 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6の方。筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者で障害支援区分5又は6の方

4 宿泊型自立訓練

地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力等の維持向上のために、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

対象者 日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方で、地域生活に向けて生活能力等の維持向上のための訓練その他の支援が必要な方

5 自立生活援助

1人暮らしを希望する方などに対して、定期的な居宅訪問や随時の対応等により、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

対象者 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での1人暮らしに移行した方、同居家族の障がい、疾病等により家族による支援が見込めない方など

地域相談支援

1 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、矯正施設などから地域生活に移行するにあたり、住居の確保など地域生活に必要な支援を行います。

対象者 障害者支援施設や児童福祉施設に入所している障がいのある方、精神科病院に原則1年以上入院している精神に障がいのある方、矯正施設に入所しており、地域生活定着支援センターが社会復帰の支援を行っている方など

2 地域定着支援

居宅で1人暮らしをする方などに対し、常時の連絡体制の確保や、緊急時の相談・支援などを行います。

対象者 施設・精神科病院から退所・退院し居宅で1人暮らしをする方、家族との同居から1人暮らしに移行する方、地域生活が不安定な方

児童福祉法

1 障害児通所給付

障がいのある児童（※）に、児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用に必要な費用の一部を支給します。

※指定された359疾病に該当する難病の児童も対象となります（96・97ページを参照）。

支援の種類	サービス内容	対象者
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	就学していない障がいのある児童
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。	就学していない肢体不自由がある児童
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。	就学している障がいのある児童（幼稚園・大学を除く）
保育所等訪問支援	専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	外出することが困難な障がいのある児童

手続 窓口で、又は相談支援事業者などと相談のうえ申請してください。なお、医師の診断書などが必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

サービス利用の流れ

- ① 窓口申請書を提出します。
- ② 申請時に窓口で交付される障害児支援利用計画案提出依頼書を相談支援事業者へ提示し、契約を結んで、障害児支援利用計画案の作成を依頼します（ご自身で作成することもできます）。
- ③ 調査員（区役所の職員）が、申請者のところに伺い、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境などについて調査を行います。
- ④ 左記②の利用計画案を窓口へ提出します。
- ⑤ 区役所では、児童の心身の状況や介護者の状況、居住環境のほか、障害児支援利用計画案を勘案し、支給決定をします。支給決定後は「通所支援受給者証」を交付します。
- ⑥ 通所支援受給者証をサービス事業者へ提示し、契約を結んで、サービスを利用します。

費用 障害児通所支援を利用した場合、利用者は、原則として、サービス利用に係る総費用の1割の金額を負担することになります。ただし、その金額が前年における世帯の市民税の課税状況に応じた負担上限月額を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することになります。

※第2子以降の乳幼児がサービスを利用する場合は、負担額が軽減されることがあります。

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
課税世帯	所得割28万円未満	4,600円
	上記以外	37,200円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 障害児相談支援

児童発達支援、放課後等デイサービスなど障害児通所支援の利用を申請する方に、相談支援事業者がその方の状況などを考慮して、サービスを適切に利用するための計画を作成します。

※利用者負担はありません。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 障害児入所給付

障害児入所施設等の利用に必要な費用の一部を支給します。

施設の種類	サービス内容	対象者
福祉型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援などを行います。	障がいのある児童のうち、児童相談所が適当と判断した児童
医療型障害児入所施設	日常生活の指導や知識技能獲得の支援及び治療などを行います。	

手続 児童相談所とあらかじめ相談の上、申請してください。

サービス利用の流れ

- ① 児童相談所に電話にて施設利用希望を伝え、来所相談の予約をします。
- ② 予約の日時に児童相談所に来所し、利用希望施設の相談などを行うとともに、生活状況や発達状況などの各種診断を受けます。
- ③ 児童相談所に申請書等を提出します。
- ④ 児童の心身の状況、保護者の状況、居住環境等を勘案のうえ、支給決定されます。
- ⑤ 児童相談所にて利用希望施設の入所調整を行っていますの

で、希望施設が利用可能となった時点で、障害児入所受給者証が交付されます。

- ⑥ 障害児入所受給者証を指定障害児入所施設等に提示し、契約を結んで、サービスを利用します。
- ⑦ サービスを利用した場合は、サービスに掛かる費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用 障害児入所施設等を利用した場合、利用者は、原則として前年における世帯の市民税の課税状況等に応じた負担上限月額を負担することになります。

なお、利用者負担額を軽減するために、申請により適用可能となる減免等の制度がありますので、詳細については児童相談所へお問い合わせください。

(1) 福祉型・医療型入所施設共通（利用者負担分）

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
課税世帯	所得割 28万円未満	9,300円
	上記以外	37,200円

(2) 医療型入所施設のみ（医療費分）

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯	年間収入 80万円以下	15,000円
	上記以外	24,600円
課税世帯		40,200円

※各種公費負担医療制度の受給者証をお持ちの場合、適用となる場合があります。

(3) 医療型入所施設のみ（食費分）

お持ちの健康保険上の標準負担額によります。

(31日/月の場合の概ねの目安)

市民税課税状況等		負担上限月額
生活保護世帯		0円
市民税非課税世帯		14,880円
課税世帯		24,180円

(4) 福祉型入所施設のみ（食費・光熱水費分）

利用施設によって個別に設定されています。

◇札幌市児童相談所

(中央区北 7 条西 26 丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8630)

4 高額障害児通所給付費・高額障害児入所給付費

※ 16 ページの 3 「高額障害福祉サービス等給付費」と同じです。

その他サービス

1 移動支援

居宅で生活されている屋外での移動に著しい制限のある方に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のための外出支援を行います。

対象者 屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい、全身性障がいのある方(※)、知的障がいのある方又は精神障がいのある方及び障がいのある児童
※指定された 359 疾病に該当する難病の方も対象となります(96・97 ページを参照)

利用料 生活保護世帯・市民税非課税世帯 無料
市民税課税世帯 派遣費用の 1 割

◇各区保健福祉部保健福祉課(※ウラ表紙を参照)

2 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業

コミュニケーションが困難な重度障がいのある方が入院した場合に、普段介助を行っているヘルパーを病院に派遣し、病院内でのコミュニケーション支援を行います。

対象者 市内にお住まいの障がいのある方で、入院中にコミュニケーション支援が必要であり、一定の要件を満たす方

費用 原則として、サービス利用に係る総費用の 1 割の金額を負担することになります。ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額(15 ページの 2 を参照)を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することとなります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 日中一時支援

日中において、介護者が病気等の理由により家庭において介護ができない場合に、一時的に、事業所で見守り、障がい者等に活動の場を提供し、その他必要な日常生活の支援を行います。

対象者 日中において看護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となる身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方

利用料 施設利用料及び食費・光熱水費・教材費などの実費

◇各日中一時支援事業所

4 入浴サービス

家庭での入浴が困難な重度の障がいのある方に、入浴サービスを行っています。入浴方法は施設の入浴設備を利用した施設入浴と、入浴業者を自宅に派遣する訪問入浴の2種類があります。

入浴回数 週2回以内

費用 生活保護世帯 無料

上記以外の世帯 利用額の1割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、24時間体制で健康などに関する相談ができるほか、急病時には救急車の手配等を行います。また、月に1回程度、電話訪問を行います。

対象者 内部障がい又は移動能力に障がいがある1人暮らしで18歳以上の重度身体障がい者（1～2級）

※65歳以上の方は、異なる要件で同じ制度があります。また、ご家族と同居していても対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

費用 月額 900 円

※生活保護世帯 無料

※市民税が非課税の世帯 300 円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

6 寝具の洗濯乾燥

在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方が使用しているふとんなどを、市から委託を受けた専門業者が対象者の自宅を訪問して預かり、洗濯乾燥を行います。

対象者 生計中心者の前年の住民税が非課税の世帯に属する、在宅で寝たきりの状態にある、身体に重度の障がいのある方

回数 1人につき年2回

費用 無料

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

7 パーソナルアシスタンス（PA）事業

重度障がいのある方が地域の方と介助契約を結び、自ら介助者の調整をしながら食事・入浴・排せつなどの身体介護や外出時における移動支援など必要な介助を受けるとともに、その介助費用を直接支給します。

対象者 障害者総合支援法に基づく重度訪問介護（17ページの2を参照）の支給決定を受けている方

費用 原則として、サービス利用に係る総費用の1割を負担することになります。ただし、その金額が自立支援給付における負担上限月額（15ページの2を参照）を上回る場合は、負担上限月額の金額を負担することとなります。

手続 申請が必要ですので、お問い合わせください。

◇PAサポートセンター（札幌市白石区南郷通14丁目南2-2

ニュー南郷サンハイツ1F ☎ 866-8066）

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

8 地域ぬくもりサポート事業

障がいのある方のための有償ボランティア事業です。地域ぬくもりサポートセンターが紹介する地域サポーター（※）が暮らしのお手伝いをします。

※ボランティア活動ができる地域住民の方

対象者 市内にお住まいの障がいのある方、発達に心配のある児童

支援内容 外出の付き添いや育児支援など（1回1時間半程度。専門的な知識や介助技術を必要としない簡単なもの）

費用 1回の支援につき、地域サポーターの方に直接500円を支払います。

手続 お住まいの区を担当する地域ぬくもりサポートセンターへの登録が必要です。詳しくは各サポートセンターへお問い合わせください。

◇地域ぬくもりサポートセンター

担当区	運営法人	連絡先
中央・南・豊平・清田	社会福祉法人あむ	電話・FAX 206-6511
北・西・手稲	社会福祉法人 HOP	電話 632-7076 FAX 632-7066
東・白石・厚別	特定非営利活動法人わーかーびいー	電話・FAX 895-8010

9 福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子どもが居住していない、70歳以上の方や、重度（1・2級）の身体に障がいのある方のみで構成されている世帯などに対し、地域の協力員が玄関先の除雪を行います。

費用 一冬あたり 10,000円

※生活保護世帯 無料

※市民税が非課税の世帯 5,000円

◇各区社会福祉協議会（※84ページの9を参照）

10 要介護者等ごみ排出支援事業（さわやか収集）

家庭ごみの排出支援として、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用している方で、ごみステーションにごみを排出することが

できない方を対象に、清掃事務所の職員がご自宅を訪問してごみを収集する「さわやか収集」を実施しています。

- ① 燃やせるごみなどの「生活ごみ」は、週に1回、玄関先等から収集します（共同住宅は上層階も可）。
- ② 「大型ごみ」は、家の中から運び出して収集します（一度に3点まで）。
- ③ ご希望の方には、安否確認として、ごみの収集時に毎回声掛けを行います。

対象者 家庭から出るごみを自身で排出することや、大型ごみを家の中から運び出すことが困難な方で、親族や近隣住民、地域ボランティア等による支援が受けられず、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方。

なお、2人以上の世帯の場合は、世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- (1) 介護保険の要介護2以上又は障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- (2) 介護保険の事業対象者、要支援1・2又は要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人又は世帯内の1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
※事業対象者とは、平成29年4月から開始している札幌市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者のこと。
- (3) 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

手続 下記の窓口にお問い合わせください。

◇燃やせるごみなどの「生活ごみ」に関すること：各清掃事務所

◇「大型ごみ」に関すること：大型ごみ収集センター（☎281-8153）

医療・保健

医療

1 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）

概要 更生医療、育成医療又は精神通院医療を受ける際に必要な医療費の一部を公費で負担する制度です。

手続 窓口に必要な書類を添えて、申請書を提出してください。必要書類については、電話で窓口にお問い合わせください。

受診の流れ

- ① 窓口申請書及び必要書類を提出します。
- ② 専門機関等で、医療の必要性について判定のうえ、支給決定をします。
支給決定時には「自立支援医療受給者証」が交付されます。
- ③ 自立支援医療受給者証を指定自立支援医療機関に提示して、受診します。
- ④ 医療費のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用 自立支援医療を受ける場合、受診者は、原則として医療費の1割の定率負担が発生しますが、市民税の課税状況等に応じて、負担上限月額が設定されます。このほか、入院時の食費については、原則として自己負担することになります。

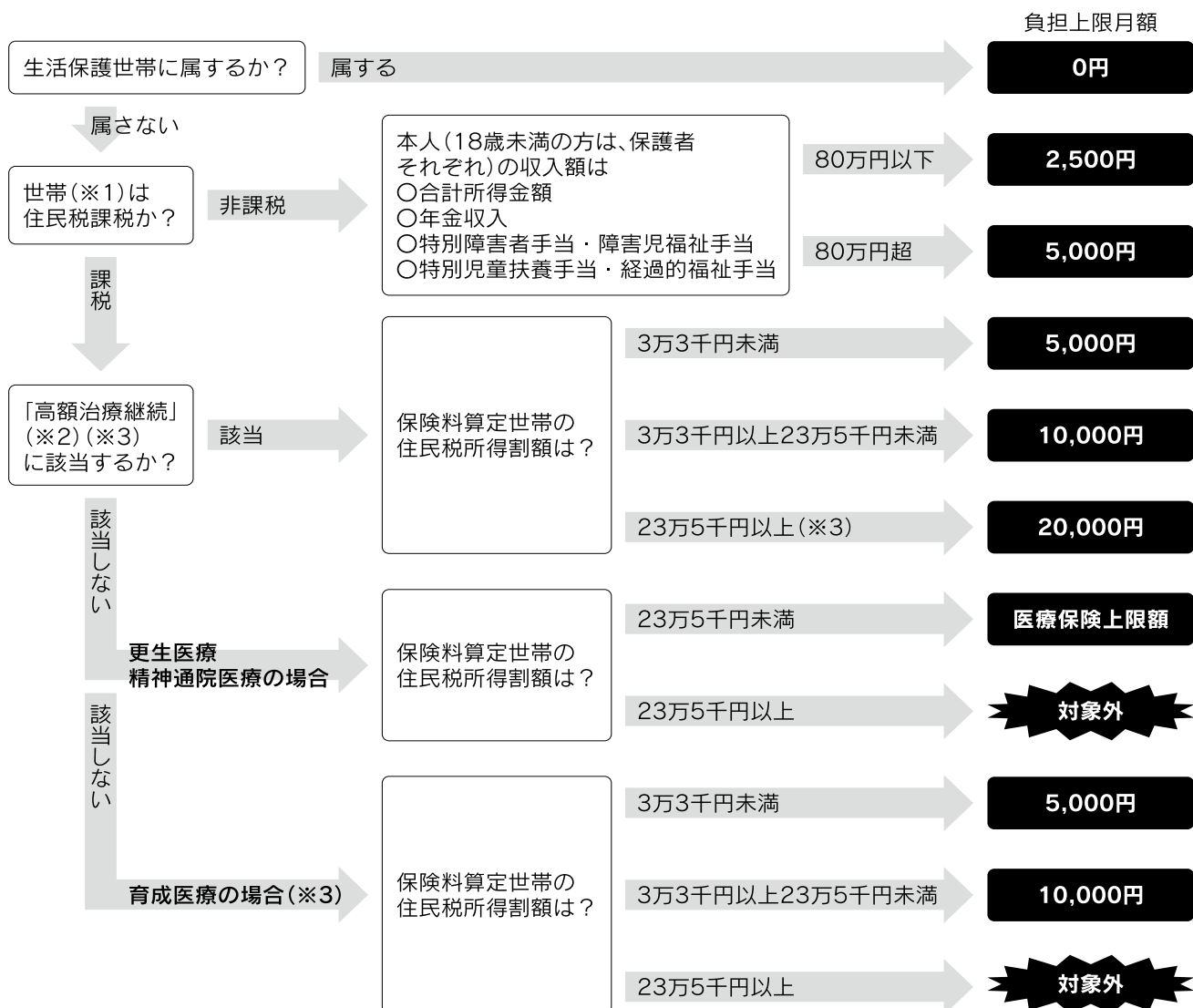
※更生医療～身体に障がいのある方を対象に、その障がいを軽くしたり取り除いたりして職業能力を高め、日常生活を容易にするための医療

※育成医療～18歳未満の身体に障がいのある児童を対象に、手術などにより生活能力を回復するための医療

※精神通院医療～精神障がいの適切な医療を普及するために、精神に障がいのある方を対象に、通院により行われる精神障がいの医療

◇更生医療・精神通院医療 各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

◇育成医療 各区保健センター（※82ページの3を参照）



※ 1 「世帯」とは住民票の世帯ではなく、「医療保険の加入単位」(受診者と同じ医療保険に加入する者)をもって、「世帯」とする。

- (1) 国民健康保険加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて
- (2) 後期高齢者医療加入者～受診者と同じ医療保険の被保険者すべて
- (3) その他の保険～受診者と同じ医療保険の被保険者と被扶養者すべて

※ 2 高額治療継続者(「重度かつ継続」)の範囲については、以下のとおり。

- (1) 疾病、症状等から対象となる者
 - 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法に限る)又は肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法に限る)の者
 - 精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害(依存症等)の者又は精神医療に一定以上の経験を有する医師が集中・継続的な医療を要すると判断した者

- (2) 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
(医療保険の多数該当の者)

※ 3 育成医療の経過措置及び更生医療と精神通院医療の「一定所得以上」かつ「高額治療継続」の者に対する経過措置は、平成 33 年 3 月 31 日まで延長

2 こころの安心カード

精神科や心療内科などに通院されている方が、夜間や休日などの急なこころの診療に備えておくために、病名、処方内容、主治医からのアドバイスなどを記載して持ち歩くことができるカードです。

緊急にかかりつけ以外の医療機関を受診するときや災害時などの場合、カードに記載されている情報があることで、必要な診療情報が伝わりやすくなるほか、主治医の診療時間外に病状が悪化したときの対応などに活用できます。

対象者 札幌市内の指定自立支援医療機関（精神通院医療）に通院している方（自立支援医療を受給していない方も含む）

手続 対象医療機関の主治医へカード作成を申込み、主治医とご相談の上で作成してください（カードの台紙は札幌市から対象医療機関へ交付しています）。

※主治医から作成を勧められる場合もあります。

費用 原則無料（広く普及させるため、各医療機関へ協力を依頼しています）

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

（中央区北 1 条西 2 丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936）

3 重度心身障がい者医療費助成

重度の障がいのある方の医療費を助成します。

手続 下記窓口で「重度心身障がい者医療費受給者証」の交付を受け、健康保険証と一緒に医療機関窓口に提出します。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方を対象とした公的医療保険制度です。75歳以上の方は75歳の誕生日から加入し、手続きは必要ありません。65歳～74歳で一定の障がいのある方は申請し、認定を受けた日から加入します。申請できるのは身体障害者手帳1～3級及び4級の一部（音声・言語機能及び身体障害者福祉法施行規則別表第5号の下肢障害4級1、3、4号）や、療育手帳A（重度）判定、精神障害者保健福祉手帳1、2級をお持ちの方等です。また、重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちの方が65歳になると受給資格を喪失しますので、それ以降も継続を希望する場合は障がい認定を受け、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

75歳になられた方、一定の障がいをお持ちで申請をされた方は、それまで加入していた国保や勤務先などの健康保険から脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。加入された方は、個人ごとに算定された保険料を加入者一人ひとりが納めることになり、原則として年金から天引きとなります。

医療機関等にかかるときの医療費の自己負担割合は1割（現役並み所得者は3割）です。また、重度心身障がい者医療費助成などの医療助成を受けている方は、医療助成制度で定められている医療費、自己負担割合となります。

加入すると、保険料や医療費の負担などが変わりますので、障がいの程度を証明できるもの（手帳など）をお持ちになり、下記窓口でご相談の上、希望される場合には申請してください。

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

5 小児慢性特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病にかかっている18歳未満（18歳到達時点で継続治療が必要な場合は20歳未満まで延長可能）の児童等に対して、医療費の給付を行うとともに、小児慢性特定疾病の治療研究を推進し、その医療の確立と普及を図ることを目的に実施しています。

対象疾患群（疾病ごとに症状や治療内容などによる認定基準があります。）

- ①悪性新生物 ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患
- ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病 ⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾

患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患 ⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患
◇各区保健センター（※ 82 ページの3を参照）

6 特定医療費（指定難病）助成制度

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって長期の療養を必要とする、いわゆる難病と呼ばれる疾病のうち、国が定めた指定難病の疾病について、患者の医療費の一部を公費で負担するとともに、医療の確立、普及を図ることを目的に実施しています。

対象疾病 筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病など 331 疾病

◇各区保健センター（※ 82 ページの3を参照）

7 障がい者歯科診療

障がいがあり、近くの歯科医院で診療を受けることが困難な方のために障がい者専用の歯科診療所が開設されています。

また、近くの歯科医院を希望される方は、障がい者の歯科診療が可能な医療機関の情報を提供します。

◇札幌歯科医師会口腔医療センター・障がい者歯科診療所
（中央区南7条西10丁目 ☎ 512-9497）※完全予約制

8 産科医療補償制度

分娩に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、子と家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)			補償内容
①	2014年12月31日までに 出生した子の場合	2015年1月1日以降に 出生した子の場合	総額 3,000万円
	在胎週数33週以上で 出生体重2,000g以上、又は 在胎週数28週以上で所定の要件	在胎週数32週以上で 出生体重1,400g以上、又は 在胎週数28週以上で所定の要件	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ		
③	身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ		

※補償申請期限は、子の満5歳の誕生日までです。

※詳細は下記問い合わせ先に照会するか、産科医療補償制度ホームページ
(<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>)を参照してください。

問い合わせ先 公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター

TEL 0120-330-637

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始を除く）

保健

1 身体障害者在宅訪問診査・指導

身体的・地理的条件により受診や相談を受ける機会が少ない在宅の身体障がいのある方とその家族等を対象に、専門職を家庭に派遣し、相談を行っています。

内容 障がいの診査、身体機能・日常生活動作・住宅改修などの評価、運動・介助方法・福祉用具・住宅改修等に関する助言・指導など

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 訪問指導

疾病や障がい等のため療養している方のお宅に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士などが訪問し、生活習慣病予防・介護予防に関する保健指導、家庭における療養方法、介護方法、保健福祉サービスに関する相談などを行います。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 難病患者等面接・訪問相談事業

難病患者などの療養上の不安解消を図り、在宅療養や社会参加への支援を行うために、保健師などによる面接相談と訪問相談を行います。

◇各区保健センター（※ 82 ページの**3**を参照）

福祉用具

1 補装具

身体機能を補完、代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具（車椅子、補聴器等）の購入・修理・借受けに必要な費用を支給します。

対象者 所定の身体障害者手帳をお持ちの方又は難病患者等（障がい等の内容により、支給対象種目が異なります。支給対象種目については、窓口にお問い合わせください。）

手続 窓口に医師意見書・見積書等を添えて、申請書を提出してください。

購入・修理・借受けまでの流れ

- ① 窓口に申請書等を提出します。
- ② 専門機関等で行われる、補装具の必要性についての判定の後、支給決定を受けます。
- ③ 補装具業者と契約を結び、補装具の製造又は修理をしてもらいます。借受けの決定を受けた場合は借りる補装具を受け取ります。
- ④ 購入・修理・借受けの費用のうち、一定の限度で利用者負担額が発生します。

費用 利用者は補装具の購入・修理・借受けの費用の1割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて負担上限月額が設定されます。

市民税課税状況等	負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※以下の場合は支給対象外となります。

18歳以上の方→本人又は同一世帯員である配偶者の市民税所得割額が46万円以上の場合

18歳未満の方→保護者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 子どもの補聴器購入費等助成

軽度・中等度難聴のある子どもの補聴器購入・修理に要する費用を助成します。

対象者 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある、札幌市にお住まいの満18歳未満の子どもの保護者（聴力レベルや保護者の所得に制限があります。）

手続 補聴器を**購入又は修理する前**に、お住まいの区役所保健福祉課で申請してください。必要な書類などは、窓口までお問い合わせください。

助成対象となる費用 補聴器本体の購入又は修理費用（助成基準額は、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における「耳かけ型補聴器」の支給基準額に準じます）。

費用 市民税の課税状況等に応じて、下表のとおり自己負担額があります。

市民税課税状況等	自己負担額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	助成基準額の1割

※購入又は修理費用と助成基準額との差額については、表の区分に関わりなく自己負担となります。

※保護者の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象外となります。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

3 日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具であって、一般的に普及していない用具（特殊寝台、ストーマ用装具等）を給付します（事前申請が必要です）。

対象者 身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方及び難病患者等で、障がいの程度、年齢等、種目ごとに定められた要件を満たす方（原則は在宅の方を対象とする）。

対象種目 種目ごとに対象となる障がいの種類、障がいの程度、用

具の性能、給付限度額の基準があります。また、種目によっては、申請にあたり主治医の意見書が必要になる場合があります。

※対象者要件等の詳細については、お住まいの区役所保健福祉課へお問い合わせください。

対象種目一覧				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅療養等支援用具	盲人用体温計（音声式）	
	特殊マット		盲人用体重計（音声式又は触読式）	
	特殊尿器		パルスオキシメーター	
	入浴担架		携帯用会話補助装置	
	体位変換器		情報・通信支援用具	
	移動用リフト		点字ディスプレイ	
自立生活支援用具	入浴補助用具	情報・意思疎通支援用具	点字器	
	ポータブル便器		点字タイプライター	
	歩行補助つえ		視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	移動・移乗支援用具		視覚障害者用音声ICタグレコーダー	
	頭部保護帽		視覚障害者用活字読上げ装置	
	特殊便器		視覚障害者用拡大読書器	
	火災警報器		盲人用時計	
	自動消火器		聴覚障害者用通信装置	
	電磁調理器		聴覚障害者用情報受信装置	
	歩行時間延長信号機用小型送信機		人工喉頭	
	聴覚障害者用屋内信号装置		埋込型人工喉頭用人工鼻	
	保護ブーツ		排泄管理支援用具	ストーマ用装具
	透析液加温器			収尿器
在宅療養等支援用具	ネブライザー	改修住宅費	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	
	電気式たん吸引器			
	酸素ボンベ運搬車			

手続 窓口に札幌市の日常生活用具給付事業委託業者が作成した見積書を添えて、申請書を提出してください。

費用 利用者は日常生活用具の給付にかかる費用の1割を負担することになりますが、市民税の課税状況等に応じて月額負担上限額が設定されます。

市民税課税状況等	月額負担上限額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円 (ストーマ用装具にあつては 3,100円)

※以下の場合には支給対象外となります。

18歳以上の方→本人又は同一世帯員である配偶者の市民税所得

割額が 46 万円以上の場合

18 歳未満の方→保護者の属する世帯に市民税所得割額が 46 万円以上の方が
いる場合

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

4 紙おむつの支給

常におむつを使用している、在宅で重度の障がいがある方(原則 3 歳以上)に、紙おむつを支給します。グループホームや福祉ホームを利用している方は、契約内容によって、支給対象となる場合がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

支給数量 1 月 6,500 円以内の数量（1 袋単位）を毎月 1 回対象者の自宅に配達します。

費用 生活保護世帯 無料

上記以外の世帯 利用額の 1 割

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 福祉用具展示コーナー

身体に障がいのある方や高齢の方を支援するために、補装具などの情報提供を目的とする福祉用具の常設展示コーナーを設けています。

◇札幌市身体障害者更生相談所

（西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8852）

6 福祉用具展示ホール

だれもが安心して快適に地域で暮らせるために、福祉用具の展示や情報提供をしています。

当展示ホールには、高齢の方や障がいのある方のための福祉用具をはじめ、介護者の負担を軽減するための介護用品など多数展示し、展示品に触れたり、試乗することができます。毎月第 2 土曜日は福祉や介護に関する無料講座を開催しています。

利用時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時まで。第2土曜日 9時～正午まで。(第2を除く土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。)

◇札幌市社会福祉協議会 福祉用具展示ホール (中央区大通西19丁目
札幌市社会福祉総合センター4階 ☎614-3345 内線426)

7 福祉用具リサイクル

家庭などで不要になった福祉用具等を、必要としている方に譲りたいという善意を活用し、リサイクル情報の橋渡しを行っています。

品目 一般的な福祉用具、介護用品を対象としますが、肌に直接触れる物品(ポータブルトイレ、おむつ等)は原則として、未使用のものに限っています。

手続 市民から寄せられる「譲ります」「譲ってください」の情報を登録し、提供者と譲受者双方の意向が一致した場合に、お互いの住所・氏名をお知らせし、当事者同士で話を進めます。

費用 提供物品は、原則として無料ですが、運搬・修理等に関する費用は、譲り受ける側の負担となります。

◇札幌市社会福祉協議会 福祉用具展示ホール
(中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター4階
☎614-3345 内線426)

経済支援

年金・手当

1 国民年金（障害基礎年金）

国民年金の被保険者期間中に初診日のある（※1）病気やけがによって、定められた障がい状態（※2）にあり、かつ納付要件を満たしている20歳以上の方に年金を支給する制度です。

※1 初診日が20歳前の場合も支給対象となります（本人の所得によって支給停止となる場合があります。）。

※1 初診日が65歳以上の場合は、原則障害基礎年金は支給されません。

※2 障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

支給額 1級 974,125円（年額） 2級 779,300円（年額）

子の加算 障害基礎年金の受給権者によって生計を維持されている18歳に達する日の属する年度末までの間にある子（障がいのある子は20歳未満）がいるときに次の額が加算されます。

○子1～2人（1人につき）224,300円（年額）

○3人目から1人につき74,800円（年額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照。ただし、初診日が国民年金第3号被保険者期間中の場合は各年金事務所 ※84ページの8を参照）

2 厚生年金（障害厚生年金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによって、定められた障がい状態に該当する方に、障害基礎年金に上乗せする形で支給されます。

また、この障がいよりやや軽い場合に厚生年金保険の独自給付として3級の障害厚生年金が支給されます（最低保障年額584,500円）。

配偶者加給年金額 1・2級の障害厚生年金を受けている方によって生計を維持していた配偶者がいる場合に、加給年金額が加算されます。

年金額 224,300円（年額）

（障害手当金）

厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがが初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときに一時金として支給されます。

対象者 初診日前に、国民年金の障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たしている方（最低保障額 1,169,000円）

◇各年金事務所（※84ページの8を参照）

※共済組合員期間中に初診日がある場合は、各共済組合

3 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において、障害基礎年金等を受給することができない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度があります。

対象者 次のいずれかに該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障がい状態に該当する方

○平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

○昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金制度加入者等（厚生年金・共済組合の加入者等）の配偶者

※所得によって支給停止となる場合があります。

※老齢基礎年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

支給額 1級障害相当 51,650円（月額） 2級障害相当 41,320円（月額）

◇各区保健福祉部保険年金課（※ウラ表紙を参照）

4 心身障害者扶養共済制度

心身障がい（児）者の生活の安定や将来に対する保護者の不安の軽減を図ることを目的とした、任意加入の制度です。

加入者（保護者）が生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡又は重度障がいとなったときに、心身障がい（児）者に終身一定額の年金を支給します。

なお、この制度は都道府県、政令指定都市が条例に基づいて実施している全国的な制度です。加入者が札幌市外へ転出されても、転出先の自治体で手続きをすることで、札幌市における加入期間を通算できます。

加入者 次の要件を満たしている方が加入できます。

- 心身障がい（児）者を現に扶養している保護者（配偶者・父母・兄弟姉妹など）であること
- 札幌市内に住所があること
- 加入しようとする年度の初日（4月1日）時点で65歳未満であること
- 生命保険に加入できる健康状態であること

対象となる心身障がい（児）者 次の要件を満たす、将来独立自活が困難と認められる方が対象となります。

- ①知的障がいのある方（療育手帳をお持ちの方）
- ②身体障がいのある方（身体障害者手帳の等級が1～3級の方）
- ③精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が上記①又は②と同程度と認められる方

掛金 新規加入の場合、1口につき月額9,300～23,300円（加入時の年齢により異なります）。障がいのある方1人につき2口まで加入できます。

掛金の減免 次の要件を満たす場合、掛金が減免になります。該当する方は、毎年減免の申請が必要です。

- 生活保護を受けている場合 10割（全額）減免
- 加入者及びその配偶者が住民税非課税の場合 5割減免
- 加入者及びその配偶者が住民税所得割非課税の場合 3割減免

年金額 1口につき月額20,000円

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

5 各種手当

障がいのある方の経済的な援助として、各種手当の支給を行っています（ただし、所得や施設入所などによる支給制限があります）。

名 称	内 容	月 額
障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な 20 歳未満の児童に支給します。	14,650 円
特別障害者手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要な 20 歳以上の方に支給します。	26,940 円
福祉手当 (経過措置分)	昭和 61 年 3 月末に従前の福祉手当を受給していた 20 歳以上の方で、昭和 61 年 4 月 1 日から「特別障害者手当」又は「障害基礎年金」のいずれにも該当しない方に支給します。新規申請は受付していません。	14,650 円
児童扶養手当	父又は母に重度の障がい（国民年金の障害等級 1 級程度）がある場合、児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。（公的年金と併給している場合は、受給者及び児童の年金額を手当額から差引いて支給されます。）	① 1 人目の児童 42,500 円～ 10,030 円（所得に応じて変動） ② 2 人目の児童 10,040 円～ 5,020 円（所得に応じて変動） ③ 3 人目以降 1 人につき 6,020 円～ 3,010 円（所得に応じて変動） ※所得により、手当の全部が支給停止となる場合があります。
特別児童扶養手当	身体又は精神に重度、中度の障がいのある 20 歳未満の児童を養育している方に支給します。	1 級（重度） 51,700 円 2 級（中度） 34,430 円
外国人障害者福祉手当	重度の障がいがあり、制度上の制約により公的年金を受給できなかった外国人（帰化者を含む）に支給します。	36,000 円

※平成 30 年 4 月 1 日現在の支給月額です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

6 災害遺児手当

災害遺児手当

交通事故、労働災害、不慮の災害等で、両親かそのいずれかが重度の障がいになった、義務教育修了前の児童を扶養している方に支給します。子ども 1 人につき月額 4,000 円です。

災害遺児入学等支度資金

災害遺児が小学校や中学校、高校に入学するとき、又は、中学校卒業後就職するときに支度資金を支給します。支給額はいずれも子ども 1 人につき 20,000 円です。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

税の軽減

1 税金の控除・減免

区分	要件	控除・減免額	お問い合わせ
所得税	本人、同一生計配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：27万円 特別障害者控除：40万円 同居特別障害者控除：75万円	各税務署 （※83ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
	障がいのある方が居住する家屋に、住宅ローン等を利用して、一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合	バリアフリー改修工事等に充てるための住宅ローン等残高の一定割合（最高12.5万円）を、居住年以降5年間の各年にわたり、所得税の額から控除	
	障がいのある方が居住する家屋に、自己資金で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事を含む増改築工事を行った場合	バリアフリー改修工事に要した費用の額又はバリアフリー改修工事の標準的な工事費用の額のいずれか少ない金額（30年分は最高200万円）の10%を所得税の額から控除	
住民税	前年の12月31日時点で本人、控除対象配偶者又は扶養親族に障がいがある場合	障害者控除：26万円 特別障害者控除：30万円 同居特別障害者控除：53万円	各市税務所市民税課 （※83ページの4を参照）
	本人の障がいにより、障害者控除の適用を受ける方で、前年の合計所得金額が125万円（給与収入では2,043,999円）以下の場合	非課税	
固定資産税	平成30年3月31日までに障がいのある方等が居住する家屋で一定の要件に該当するバリアフリー改修工事が行われた場合	100㎡相当分の固定資産税の3分の1を1回に限り減額	各市税務所固定資産税課 （※83ページの4を参照）
相続税	障がいのある法定相続人が相続又は遺贈により財産を取得した場合	85歳に達するまでの年数に10万円（特別障害者は20万円）を乗じた金額を相続税額から控除	各税務署 （※83ページの6を参照） 国税庁ホームページ https://www.nta.go.jp
贈与税	重度の障がいのある方（特別障害者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち6,000万円までは非課税	
	特定の障がいのある方（特定障害者のうち特別障害者以外の者）が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合	当該信託の利益を受ける権利（信託受益権）の価額（信託財産の価額）のうち3,000万円までは非課税	
個人事業税	障がいのある方で、事業主控除をする前の所得金額（その他の所得がある場合は合算額）が310万円以下の場合	税額から7,500円を限度として減免	札幌道税事務所税務管理部 （中央区北3条西7丁目 道庁別館2階 ☎281-7811）
	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなど医業に類する事業を行う場合	非課税	

区 分	要 件	控 除 ・ 減 免 額	お問い合わせ
軽自動車税	<p>障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が所有し、障がいのある方が自ら運転する軽自動車又は障がいのある方のためにもっぱら利用される軽自動車、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有する軽自動車、障がいのある方を常時介護する方が運転するもの（いずれも減免の対象となる障がいのある方は、一定の範囲の障がい有する方です）</p> <p>構造上、障がいのある方のためのものと認められる軽自動車</p>	減免	<p>中央市税事務所諸税課 (中央区北2条東4丁目 サッポロファクトリー 2条館 4階 ☎ 211-3076)</p>
自動車税・自動車取得税	<p>障がいのある方又はその方と生計を同じくする方が所有（取得）し、障がいのある方のためにもっぱら利用される自動車で、一定の要件に当てはまるもの、あるいは障がいのある方のみの世帯が所有（取得）する自動車、障がいのある方を介護する方がもっぱらその方のために運転するもので、一定の要件に当てはまるもの</p> <p>構造上、障がいのある方のためのものと認められる自動車（いずれも一定の範囲の障がい有する方の利用が要件です）</p>	<p>免除・減免 (申請期限があります。申請手続き等についてはお問い合わせ先にご確認ください)</p>	<p>札幌道税事務所自動車税部 (北区北22条西2丁目 ☎ 746-1194)</p>
関 税	<p>○身体障がい者用に製作された器具、その他これに類する物品の輸入 ○社会福祉施設に寄贈される物品の輸入</p>	<p>免除 (関税が免除されるためには、物品や使用者等の一定の条件を満たしていることが要件になりますので、お問い合わせ先にご確認ください)</p>	<p>札幌税関支署 (中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎内 ☎ 231-1443)</p>

ま	
	ど

■マル優などの非課税制度

手続 障害者手帳等の交付を受けている方及びその他これらに準じる方が、最初に預金等の預け入れなどをする日までに、金融機関の窓口にて非課税貯蓄申告書等を提出し、住民票の写し、障害者手帳、年金手帳、マイナンバーカード等の公的な証明書を提示して本人確認を行います。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ マル優（預金など） ・ 特別マル優（国債など） 	} それぞれ元本 350 万円まで
--------	--	-------------------

注：郵便貯金の非課税制度は、郵政民営化法の施行日（平成 19 年 10 月 1 日）以後、廃止され、普通貯金等については、「障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度」の対象とされました。

なお、同法施行日前に預入等を行った定期性の郵便貯金の利子については、払出し時までは、引き続き郵便貯金の非課税制度の適用があります。

◇各税務署（※ 83 ページの 6 を参照）

各種料金の割引・助成

1 NHK 放送受信料の減免

対象者 障がいのある方の放送受信料減免対象者・適用条件については、下表のとおりです。その他にも放送受信料が減免となる場合があります。詳細については、NHK ふれあいセンターへお問い合わせください。

	対象者	適用条件
全額免除	市民税非課税の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	市民税非課税の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合
半額免除	視覚・聴覚障がい者	視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障がい者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級又は2級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障がい者	所得税法又は地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、世帯主で受信契約者の場合

手続 障がいのある方の減免申請については、所定の申請書に区保健福祉部で証明を受けてから、NHK に提出します。

手続に必要なもの（全額免除） 印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）、世帯全員の市民税非課税証明書（区保健福祉部の窓口で、無料で交付を受けるための専用の申請書を受け取ってから交付を受けてください。）

※別居のご家族や代理人の方が手続される場合は、市民税非課税証明書の交付を受けるための委任状が必要です。

※札幌市に税の情報がない方は、以前にお住まいだった市町村から市民税非課税証明書等を取り寄せる必要があります。

手続に必要なもの（半額免除） 印鑑、お持ちの各種障害者手帳（知的障がいがあり、療育手帳を所持していないが判定を受けている方は判定書）

◇ NHK ふれあいセンター（☎ 0570-077-077）

◇ 各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 NTT 番号案内サービス

ふれあい案内 視覚や上肢等が不自由な方、知的障がいや精神障がいがある方などが、NTT104 番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号（電話番号等）と暗証番号を申し出ることにより無料となります。

◇NTT 東日本 ふれあい案内事務担当 ☎0120-104174

（午前9時～午後5時、定休日：土・日・休日・年末年始（12月29日～1月3日））

3 携帯電話の基本使用料等割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、携帯電話の基本料金等が割引される場合があります。詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。

◇各携帯電話会社営業所窓口

4 郵便料金等の優遇措置

点字郵便物などの無料扱い、心身障がい者団体が発行する定期刊行物の低料第三種郵便物料金の適用、ゆうパック等の料金（運賃）減額などの優遇措置が受けられます。

盲人用郵便物 次の郵便物で開封のものは、郵便料金が無料となります。

○点字のみを内容とするもの。

○盲人用録音物又は点字用紙を内容とするもので、点字図書館、点字出版施設など日本郵便株式会社が指定した施設から発受するもの。

点字ゆうパック 前述の点字のみを内容とする郵便物として郵送することができない大型の点字図書を発送する場合、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者用ゆうメール 身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方と、図書館との間で閲覧のために図書を送る場合、ゆうメール運賃が減額になります。

聴覚障がい者用ゆうパック 聴覚障がい者用のビデオテープ、その他の録画物を内容とし、日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障がい者との間で貸し出し、又は返却のため発受するものは、ゆうパック運賃が減額になります。

心身障がい者団体発行の定期刊行物 心身障がい者団体が、心身障がい者の福祉を図ることを目的として定期刊行物（第三種郵便物の承認があるもの）を郵送する場合、郵便料金が減額になります。

青い鳥郵便葉書 重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者に対して、毎年（受付期間：4月1日から5月31日まで ※なお、それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は、翌営業日）申出者1人につき20枚を無料で配布しています。
◇郵便局（簡易郵便局を除きます。）

5 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素療養などを行っている方を対象に酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる、電気料金の一部を助成しています。

内容 1日当たりの酸素濃縮器使用時間による1か月当たりの助成額

○ 12時間未満 1,000円

○ 12時間以上 2,000円

◇各区保健センター（※ 82ページの3を参照）

6 市内文化・体育施設の利用料減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、市内にある体育施設や文化施設などを、無料又は割引料金で利用できることがあります。施設によって割引率等が異なりますので、ご利用の際は直接施設にお問い合わせください。

その他

1 生活福祉資金の貸付け

この貸付制度は厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

各資金によって貸付限度額、据置期間、返済期間及び貸付利率が別に定められています。

資金の種類

- ① 総合支援資金：生活支援費・住宅入居費・一時生活再建費
- ② 福祉資金：福祉費（生業を営むために必要な経費、技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、住宅の増改築や補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、福祉用具等の購入に必要な経費、障がい者用自動車の購入に必要な経費、中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費、負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費、介護サービスや障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費、災害を受けたことにより臨時に必要な経費、冠婚葬祭に必要な経費、住居の移転など給排水設備等の設置に必要な経費、就職や技能習得等の支度に必要な経費、その他日常生活上一時的に必要な経費）・緊急小口資金

③ 教育支援資金：教育支援費・就学支度費

④ 不動産担保型生活資金：一般高齢者世帯向け・要保護高齢者世帯向け

◇各区社会福祉協議会（※ 84 ページの 9 を参照）

（ただし、①総合支援資金、④不動産担保型生活資金の一般高齢者世帯向けのみ札幌市社会福祉協議会）

2 自立更生促進資金の貸付け

身体に障がいのある方の自立更生や、生活の安定などを図るため、必要な資金の貸付けを行っています。

種類 ①事業資金 ②運転資金 ③入学資金 ④結婚資金 ⑤福祉機器購入資金 ⑥自動車購入資金

なお、各資金内容によって貸付限度額、据置期間、償還期間が定められていますが、貸付利子は原則として年3%です（入学資金は無利子）。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

3 福祉ホーム（身体障害者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている身体に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な身体に障がいのある方

利用料 室料、光熱水費など（各施設が設定した料金となります。）

◇自立ホーム24（定員10人）

（札幌市西区二十四軒4条6丁目3番2号 ☎ 632-7077）

◇ステップ6・2（定員13人）

（札幌市手稲区西宮の沢6条2丁目5番12号 ☎ 669-2222）

4 福祉ホーム（精神障害者福祉ホーム）

自立した日常生活を営むことができるよう、現に住居を求めている精神に障がいのある方を対象に、低料金で居室その他の設備を提供することにより、日常生活に必要な便宜を供与します。

対象者 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な精神に障がいのある方

利用料 室料、光熱水費など（各施設が設定した料金となります。）

◇清和ハイツ（定員 14 人）

（札幌市西区山の手 4 条 5 丁目 3 番 27 号 ☎ 644-5111）

5 市営住宅

市営住宅は、住宅に困り所得の少ない方に所得に応じた家賃で住んでいただくための公営住宅です。家族向け市営住宅のほか、要件を満たす方は、以下の市営住宅にもお申し込みいただけます。

単身者向け市営住宅 市営住宅の共通申込資格のほか、60 歳以上の方、中国残留邦人等支援給付を受けている方、身体障害者手帳の交付を受けている方で障がいの程度が 1～4 級の方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、療育手帳の交付を受けている方、戦傷病者で障がいの程度が特別項症から第六項症まで又は第一款症の方、生活保護を受けている方、原爆被爆者、ハンセン病療養所に入所していた方、引揚者で 5 年を経過していない方、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む）からの暴力の被害者で一時保護の終了日から 5 年を経過していない方のいずれか 1 つに該当する単身者で、戸籍上の配偶者がいない（離婚の意思確認ができる別居中の夫妻の場合を含む）自活できる方が対象です。

車いす使用者向け市営住宅 恒常的に車いすを使用している身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている単身者、又はこのような方がいる世帯が対象です（戸数 321 戸）。

市営住宅抽選優遇制度 連続申込年数、障がいのある方の障がいの状況などの世帯状況に応じて、公開抽選の際、当選確率を高める優遇制度を実施しています。

手続 共通申込資格については、下記へお問い合わせください。

◇札幌市住宅管理公社業務課募集担当係

（中央区北 1 条西 2 丁目 オーク札幌ビル ☎ 205-3071）

就労支援

1 職業リハビリテーション

職業安定所、障害者職業センターでは、障がいのある方の就労のために、以下のサービスを行っています。

項目	内 容		お問い合わせ
職業相談・職業紹介	専門の職員・職業相談員が、障害の態様や適性、希望職種等に応じ、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施しています。		各公共職業安定所 (※ 84 ページの7を参照)
公共職業訓練	必要な技術を修得することによって就職を容易にすることを目的とした訓練で、主として障害者職業能力開発校で行っています。		
職場適応訓練	職場環境に容易に適応できるように、都道府県が民間事業所に委託して訓練を実施しています。		
職業相談就職支援	就職に向けた準備の進め方や、自分に合った働き方、仕事を長く続けるための方法、職場での人間関係の築き方などについての具体的な取り組み内容や支援内容を一緒に検討します。		
職業準備支援	センター内作業支援	センター内での作業を通じて基本的な労働習慣の体得を図るための支援を行います。	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 北海道障害者職業センター (北区北 24 条西 5 丁目 札幌サンプラザ内 ☎ 747-8231)
	職業準備講習カリキュラム	職業講話や事業所見学、事業所での作業体験等を通じて、職業に関する知識を習得するための支援を行います。	
	精神障害者自立支援カリキュラム	対人技能訓練やグループミーティング、簡易作業体験等を通じて、社会生活技能等の向上のための支援を行います。	
	発達障害者就労支援カリキュラム	発達障がいの特性に応じた講座などを通じて、職場で必要とされるスキルの獲得・向上のための支援を行います。	
職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業	就職又は職場適応に課題のある障がいのある方の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方及び事業主に対して雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行います。職場内にナチュラルサポート体制(社内で障がいのある方を支援できる体制)を構築することを目指します。		
職場復帰(リワーク)支援	うつ病などにより休職している方に対し円滑な職場復帰に向けた生活リズムの底上げ、ストレス対処等のウォーミングアップや、事業主に対して受け入れ体制等の整備に係る助言・援助を行います。		

2 障がい者協働事業運営費の補助

障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける職場形態の構築を進め、障がいのある方の就労の促進ならびに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる事業を「障がい者協働事業」として位置付けて、その運営費の一部の助成を行っています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内
☎ 211-2936）

3 障がい者元気スキルアップ事業

市内にお住まいの障がいのある方の雇用の機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がいのある方、障がい福祉サービス事業所、民間企業に対して研修を行っています。また、職場実習や障がい者雇用を進める企業開拓等を行い、障がい者雇用の充実を図ります。研修費用は無料です。

◇キャリアバンク株式会社 元気スキルアップ事業事務局
（中央区北5条西5丁目 sapporo55 ☎ 251-0130）

4 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動のほか、就労に向けた訓練や、地域社会との交流など、様々な活動の場を提供しています（活動内容は、施設によって異なります）。

対象者 原則として市内に居住する15歳以上の在宅の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方（中学校、高等学校及び特別支援学校等へ通学している者を除く。）

利用料等 サービス提供に係る利用料、食費・光熱水費などの実費（施設によって異なります。）

◇各地域活動支援センター

5 障がい者地域共同作業所

創作的活動や社会参加のための活動の場を提供するとともに、重度の障がいのある方に対しては、日常生活上の支援などを行います

(活動内容は施設によって異なります)。

利用料等 食費・光熱水費などの実費 (施設によって異なります。)

◇各障がい者地域共同作業所

6 障がい者施設等で作られた製品の販売所 (元気ショップいこ〜る・元気ショップ)

市内や道内の障がい者施設等で製作された製品を販売する店舗です。

◇元気ショップいこ〜る (市内・道内の製品)

(北区北6条西4丁目 JR札幌駅西コンコース「食と観光」情報館内 ☎ 213-5063)

◇元気ショップ (市内・市内近郊の製品)

(中央区大通西3丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース ☎ 210-1147)

7 シュリーの店

作業能力がありながら、身体に障がいがあるため一般企業への就職が困難な方に、職場を提供し、自立更生を図っています。

経営 一般財団法人さっぽろシュリー (☎ 611-4771)

業種 くつ・かさの修理、合鍵製作、くつ用品の販売、研磨など

◇市内に10か所

8 事業主への雇用助成措置

項目	内 容	お問い合わせ	
障害者法定雇用率の設定	法律によって事業主に対し、障がいのある方を一定率以上雇用する義務が課せられています。 国・地方公共団体：2.5%（都道府県等の教育委員会は2.4%） 民間事業主：2.2% 一定の特殊法人：2.5%	各公共職業安定所 （※ 84 ページの7を参照）	
障害者雇用納付金の申告納付	常時雇用している労働者数が <u>100人</u> を超える事業主に障害者雇用納付金の申告納付が義務付けられています。なお、納付金額が0円となる事業主も申告が必要となります。	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課 （西区二十四軒4条 1丁目 ポリテクセン ター北海道内 ☎ 622-3351）	
障害者雇用調整金の支給	法定雇用率を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が <u>100人</u> を超える事業主が対象となります。		
報奨金の支給	一定数を超えて障がいのある方を雇用する常時雇用している労働者数が <u>100人</u> 以下の事業主が対象となります。		
在宅就業障害者特例調整金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った障害者雇用納付金申告事業主が対象となります。		
在宅就業障害者特例報奨金の支給	在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に対し仕事を発注し、業務の対価を支払った報奨金支給申請事業主が対象となります。		
障害者雇用納付金制度に基づく助成金	①障害者作業施設設置等助成金 ②障害者福祉施設設置等助成金 ③障害者介助等助成金 ④重度障害者等通勤対策助成金 ⑤重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金		
障害者職場実習支援事業	障がい者を雇用したことがない事業主、精神障害者を雇用したことがない事業主の皆様が、障がい者の受入を進めるため、就職を目指す障がい者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた場合に、障害者職場実習受入謝礼金等を支給します。		
その他助成金等	①特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、障害者初回雇用コース） ②トライアル雇用助成金 ③障害者雇用安定助成金（中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、障害者職場定着支援コース、障害者職場適応援助コース、障害や傷病治療と仕事の両立支援コース）	各公共職業安定所 （※ 84 ページの7を参照）	
税制上の優遇措置	障がいのある方を多数雇用する事業所で、一定の要件に該当する場合は、不動産取得税・固定資産税・事業所税などの優遇措置があります。	不動産取得税	札幌道税事務所 税務管理部 （☎ 204-5363）
		固定資産税 事業所税	各市税事務所 （※ 83 ページの4を参照）

機能回復・訓練

1 機能回復訓練

日常生活に必要な機能の回復のための訓練を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉センター（西区二十四軒2条6丁目 ☎ 641-8850）

2 講習会等

在宅の身体に障がいのある方の自立を図るとともに生きがいを高めることを目的として、教養の向上や社会適応に必要な講習会や教室（生花、英会話など）などを行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

3 音声機能障害者発声訓練

疾病などによって喉頭を摘出して音声機能を失った方を対象に、社会復帰を促進することを目的として、発声訓練を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

4 中途失明者社会適応訓練

視覚に障がいのある方を対象に、生活のために必要な助言及び基礎的な訓練を行い、社会参加の促進を図る目的で実施しています。

訓練内容 点字訓練・音声パソコン訓練、白杖歩行訓練、日常生活動作訓練

手続 窓口に申請書を提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

◇札幌市視聴覚障がい者情報センター（中央区大通西19丁目 ☎ 631-6747）

5 オストメイト社会適応訓練

人工肛門・ぼうこうを造設した方及びその家族を対象に、ストーマ用装具又は社会生活に必要な知識を習得するための講習会を実施しています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)

6 聴能言語訓練

聴覚に障がいのある方を対象に、補聴器装用訓練、発音・発語訓練などを行い、聴覚に障がいのある方の自立と社会生活への適応を高めることを目的としています。

◇札幌聴覚障害者協会 (中央区大通西19丁目)

札幌市視聴覚障がい者情報センター内 ☎ 642-8010 FAX642-8377)

7 先天性障がい児早期療育事業

ダウン症など出生直後に判明する先天性の障がいのある乳幼児について、超早期より、相談、療育、育児援助を行います。

◇札幌市児童相談所地域連携課療育指導係

(中央区北7条西26丁目 札幌市児童福祉総合センター内 ☎ 622-8910)

8 失語症言語機能訓練 (個別指導)

失語症障がいのある方を対象に、自立促進と社会生活への適応力を高めることを目的に、言語聴覚士による発音・発語等の訓練を行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)

9 「言葉の教室」訓練 (団体等による指導)

失語症障がいのある方を対象に、医師や言語聴覚士によるリハビリを行い、社会復帰の促進を図っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)

10 聴覚障がい者社会生活教室

聴覚に障がいのある方の社会生活に必要な知識の習得、又は意見・情報などを交換する研修会などを行い、生活文化の向上に役立てることを目的としています。年 30 回程度実施します。

◇札幌聴覚障害者協会（中央区大通西 19 丁目

札幌市視聴覚障がい者情報センター内 ☎ 642-8010 FAX642-8377)

11 視覚障がい者家庭生活訓練

視覚に障がいのある方を対象に、家庭での日常生活上必要とされる諸能力の訓練を目的に、料理や生け花などの家庭生活に関する教室や教養に関する教室を開催し、日常生活能力の改善と生活文化の向上を図っています。

◇札幌市視覚障害者福祉協会

(西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 644-8310)

12 視覚障がい者社会生活訓練

視覚に障がいのある方を対象に、社会生活に必要な知識の習得やスポーツ・レクリエーション活動を進め、生活文化の向上を図っています（卓球教室・バレーボール教室・ダンス教室等）。

◇札幌市視覚障害者福祉協会

(西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 644-8310)

交通関係

1 交通費助成

一定の障がいのある方に対して、社会参加の促進を目的として交通費の一部を助成しています。

対象者・助成の種類

【重度】

対象者	助成の種類 (いずれかひとつ選択)	内容
○身体障がい1～2級 ○知的障がいA ○精神障がい1～2級	福祉乗車証 (福祉パス)	市内の地下鉄・市電・JRバス・じょうてつバス・中央バス・夕鉄バス・ばんけいバスを無制限で利用できます。
	福祉タクシー利用券	年最大 39,000 円分 (500 円券 78 枚)
	福祉自動車燃料助成券	年最大 30,000 円分 (1,000 円券 30 枚)

【中度】

対象者	助成の種類 (いずれかひとつ選択)	内容
○身体障がい3～4級 ○知的障がいB ○精神障がい3級	サピカへのチャージ回数券 (夕鉄バス・ばんけいバス)	年最大 48,000 円分
	福祉タクシー利用券	年最大 13,000 円分 (500 円券 26 枚)
	福祉自動車燃料助成券	年最大 10,000 円分 (1,000 円券 10 枚)

有効期間

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳終期又は手帳終期の12か月前まで
上記以外の手帳をお持ちの方	次回の誕生日前月末まで

注：1日生まれはその前月生まれとして扱います。

注：上記の前に70歳に到達する場合は、誕生月の前月末になります。

注：満12歳になる年は、その年の年度末になります。

更新時期

有効期間終了の月の初日から（祝日等の閉庁日に当たる場合は翌開庁日以降）

注：券種変更等の申請は、有効期間経過後からとなります。

※戦傷病者手帳、いつくしみの手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方への助成も実施しております。詳細につきましてはお問い合わせください。

※有効期間内に利用できる助成はひとつです。

※いったん助成を受けた場合、有効期間中の助成内容の変更はできません。

※手帳の等級が重くなった場合でも、既に助成を受けていると有効期間中の助成内容の変更はできません。

※手帳の等級が軽くなり、助成の対象でなくなった場合は返還が必要です。

※手帳を複数所持されていても、重複して助成を利用することはできません。

※福祉乗車証・サピカへのチャージ（一部）と敬老優待乗車証（敬老パス）は、重複して利用できません。

※助成を受けたものは、本人以外利用できません。

※不正に利用（譲渡、貸与、販売、登録したサピカの払戻しによる換金等）した場合には助成券を回収し、以降の助成を停止するとともに、それまでの助成額の全部又は一部を返還させることがあります。

※有効期間が1年未満となる場合は、月割で助成額を計算します。

※交通費助成とは別に、タクシー料金の割引制度（7「タクシー料金の福祉割引制度」を参照）や、公共交通機関の運賃割引制度（8「バス・市営交通の運賃割引」を参照）が利用できる場合があります。

手続

申請に必要なものは以下のとおりです。

◇各種手帳、印鑑（代理で申請する場合は、代理人の方の印鑑とお名前の確認できるもの）

◇現在お使いの福祉乗車証（既に福祉乗車証を利用している場合）

◇車検証（福祉自動車燃料助成券を申請する場合。写し可。）

◇記名サピカ又は福祉割引サピカ（サピカへのチャージを申請する場合。既にチャージの助成を受けている場合は登録したサピカをお持ちください。）

※サピカへのチャージを申請する方で、ご自身でサピカを用意することが難しい場合は区役所窓口でご相談ください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

2 通所交通費助成

(1) 身体・知的障がい者通所交通費助成

定期的に通所する身体・知的障がいのある方に、交通費の一部を助成することにより、身体機能や生活能力の維持・向上等を図ることを目的とします。

助成対象

対象者	対象（通所）施設	対象交通機関
○身体障がい3～6級 ○知的障がいB・B-	○生活介護 ○自立訓練（機能訓練、生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型、B型） ○地域活動支援センター （相談支援併設型・就労者支援型を除く。） ○地域共同作業所	○地下鉄 ○市電 ○JRバス ○中央バス ○じょうてつバス ○夕鉄バス ○ばんけいバス ○JR鉄道

※対象者は、市内に居住し、住民登録をしている方。対象施設は、札幌市外も含みます。

※身体障がい1・2級、知的障がいAで、福祉乗車証、タクシー券、燃料助成券の交付を受けられる方は除きます。ただし、福祉乗車証を選択した方で、JR鉄道を利用して通所する場合や、市外施設に通所する場合は、助成対象となる場合があります。

※原則、生活保護を受けている方は除きます。

助成内容

- 1か月につき10日を超える通所日数に対して、1月単位で施設を通じて助成
- 1日当たりの助成額は、通所施設までの往復運賃(交通事業者による運賃割引後の料金)の半額

その他

精神障がい者・難病患者等通所交通費助成の対象者でもある場合、身体・知的障がい者交通費助成を優先します。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内
☎ 211-2936）

(2) 精神障がい者・難病患者等通所交通費助成

一定の作業指導生活訓練が可能で定期的に通所する精神障がいのある方及び難病の方に、交通費の一部を助成することにより、社会復帰や社会参加の促進を図ることを目的とします。

助成対象

対象者(下記のいずれかに該当する方)	対象(通所)施設	対象交通機関
○精神障がい3級の方 ○自立支援医療(精神通院医療)を受けている方 ○中表1～6のサービスを受けている方	1 生活介護 2 自立訓練(生活訓練) 3 就労移行支援 4 就労継続支援(A型、B型) 5 地域活動支援センター (相談支援併設型・就労者支援型を除く。) 6 地域共同作業所	○地下鉄 ○市電 ○JRバス ○中央バス ○じょうてつバス ○夕鉄バス ○ばんけいバス ○JR鉄道

※対象者は、市内に居住し、住民登録をしている方。対象施設は、札幌市外も含まれます。

※精神障がい1・2級で、福祉乗車証、タクシー券、燃料助成券の交付を受けられる方は除きます。ただし、福祉乗車証を選択した方で、JR鉄道を利用して通所する場合や、市外施設に通所する場合は、助成対象となる場合があります。

※原則、生活保護を受けている方は除きます。

助成内容

- 1月単位で施設を通じて助成
- 1日当たりの助成額は、通所施設までの往復運賃の半額

その他

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方については、身体・知的障がい者通所交通費助成が適用されます。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

(中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936)

3 JR 旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに JR を利用する場合に、運賃が 5 割引になります。

対象者 身体障害者手帳又は療育手帳を受けている方又は第 1 種障害者（おおむね重度）及び定期券を使用する 12 歳未満の第 2 種障害者の介護者

内容

種類	利用できる方	割引率
普通乗車券	○第 1 種障害者が単独又は介護者と共に利用する場合 ○第 2 種障害者が単独で利用する場合 ※ともに単独で利用する場合は片道 100km 超	5 割
定期乗車券	○第 1 種障害者が介護者とともに利用する場合 ○12 歳未満の第 2 種障害者とともに利用する介護者 ※第 1 種障害者本人が小児定期を購入する場合は無割引。介護者用定期は通勤定期に限る。	5 割
回数乗車券 普通急行券	○第 1 種障害者が介護者と共に利用する場合（特別急行券を除く。）	5 割

※ 第 1 種障害者：身体障害者手帳の視覚 1～3 級と 4 級の一部、聴覚 2～3 級、肢体不自由 1 級と 2～3 級の一部、「ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級」を除く内部障害 1～4 級。療育手帳の「A」

第 2 種障害者：第 1 種障害者以外の身体障害者手帳及び療育手帳所持者（いずれも、身体障害者手帳及び療育手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」の欄に「第 1 種」又は「第 2 種」の記載があることが条件です。）

手続 駅窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示して乗車券を購入。なお、片道 100km までの区間を第 1 種障害者が介護者と共に利用する場合、普通乗車券及び急行券は券売機でも購入可（この場合、小児券を購入）。券売機で購入した場合は、改札時に身体障害者手帳又は療育手帳を提示する。

◇ JR 各駅

4 被救護者旅客運賃割引

JR から指定を受けた施設などに入所している方が、帰省・通院・入退院などのため JR を利用する場合、普通旅客運賃が 5 割引になります。

手続 施設長から割引証の交付を受け、乗車券を購入する際に提出します。

◇ JR 各駅

5 航空旅客運賃割引

障がいのある方が単独又は介護者の方とともに国内定期航空路線を利用する場合、運賃が割引になります（割引率は各航空会社にお問い合わせください。）。

対象者 身体障害者手帳・療育手帳所持者

	第 1 種	第 2 種
障 害 区 分 ・ 等 級	○視覚 1～3 級、4 級の一部 ○聴覚 2～3 級 ○肢体 1 級、2～3 級の一部 ○内部障害 1～4 級（ただし、「ぼうこう又は直腸の機能障害 4 級」を除く） ○療育手帳 A	第 1 種以外の方
年 齢	満 12 歳以上の方	左に同じ
適 用 範 囲	障がい者本人及び本人と同乗する介護者 1 名に適用される（ただし、療育手帳 A の方は、介護者とともに利用する場合に限る。）。	障がい者本人のみ適用

手続

① 身体障害者手帳所持者（介護者含む。）

航空券販売窓口で身体障害者手帳を提示して航空券を購入。

② 療育手帳所持者（介護者含む。）

航空券販売窓口で割引運賃の適用対象者である旨の証明印が押印された手帳を提示して航空券を購入（証明は区保健福祉部保健福祉課で行います。）

◇各航空会社

6 有料道路通行料金の優遇措置

身体に障がいのある方又は重度の知的障がいのある方が、本人、その親族、又は本人を日常的に介護している方が所有する自動車に乗車して有料道路を利用する場合に、通行料金が正規料金の5割引になります。

- 対象者**
- ① 身体障害者手帳をお持ちの方が自ら運転する場合
 - ② 身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます。）をお持ちの方の親族の方又は本人を日常的に介護している方が運転する場合（手帳の記載事項中、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に「第1種」と表示されている方が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合）

なお、自動車の形状及び用途による制限があります。

手続 区保健福祉課で手帳に対象者である旨の証明印を受けてください。手帳、運転免許証（割引種別が第2種の場合）、車検証（自家用車で、原則本人又は親族の名義。ただし、これらの方が所有していなければ日常的に介護している方名義でも可）をお持ち下さい。ETCの場合は障がい者本人名義のETCカードとETCセットアップ証明書も必要です。

通行料金支払い方法

高速道路・藻岩山観光自動車道 料金所で証明印のある手帳を提示し、割引後の料金を支払います。

高速道路でETCを利用する場合は、登録が完了してから割引されます。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

7 タクシー料金の福祉割引制度

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方が、タクシーをご利用の際、メーター表示額から1割引されます（割引後の料金の10円未満は切り下げ）。なお、迎車料金は割引の対象となりません。乗車の際に手帳を提示してください（手帳種別・手帳番号等を転記する場合があります。）。

◇札幌ハイヤー協会業務課（中央区南8条西15丁目 ☎ 561-1171）

◇各介護タクシー事業者

（割引が適用されない場合がありますので各事業者にお問い合わせください。）

8 バス・市営交通の運賃割引

身体障害者手帳又は療育手帳を持つ方が、単独又は介護者とともにバス・市営交通を利用する場合、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の種別に基づき、下表のとおり運賃が割引になります。

なお、ばんけいバスについては、精神障害者保健福祉手帳を持つ方の運賃も5割引（介護者とともに利用する場合、介護者の運賃も5割引）になります。

交通機関	第1種の方	第1種の介護者	第2種の方	第2種の介護者
ジェイ・アール北海道バス 中央バス 夕鉄バス	5割引	5割引	5割引	割引なし
じょうてつバス ばんけいバス 市営交通（地下鉄、市電）	5割引	5割引	5割引	5割引

9 自動車改造費の補助

身体に重度の障がいのある方（身体障害者手帳の等級が肢体不自由で1・2級の方に限る。）が就労・通院などのために、本人が所有し運転する自動車を自身の障がいに合わせて改造しようとする場合、その自動車の改造費用の一部（上限10万円）を補助します。ただし、改造実施後の申請は補助対象とはならないため、必ず改造実施前に申請が必要です（所得制限及び前回交付を受けてからの期間制限があります。）。

手続 申請書、見積書、改造部分のカatalog等、車検証の写し（自動車購入前は不要）、運転免許証の写し、身体障害者手帳、世帯収入に関する書類、印鑑などをお持ちになり窓口で申請してください。改造終了後はすみやかに、改造終了報告書、改造費用に係る経費の領収書（原本）及び請求書を窓口へ提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

10 自動車運転訓練費の補助

身体に障がいのある方（身体障害者手帳の等級が4級以上の方）が、就労・通院などのために、自動車運転免許を取得しようとする場合、教習を受けるために必要な経費の一部（上限10万円）を補助します。

ただし、免許取得後の申請は補助対象とはならないため、必ず免許取得前に申請が必要です。

手続 申請書、身体障害者手帳、印鑑をお持ちになり窓口で申請してください。免許取得後はすみやかに、修了報告書、自動車教習所の卒業証明書（原本）、教習料等の領収書（原本）、取得した運転免許証の写し、請求書、振込先口座を確認できるもの（通帳の写し等）を窓口提出してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

11 駐車禁止除外指定車の標章

障がい者手帳等の交付を受けている方で、94 ページの障がい施策一覧表「駐車禁止除外指定車の標章」の障がい区分（級）に該当する方は、公安委員会から「駐車禁止・時間制限駐車区間除外指定車」の標章の交付を受けることができます。ただし、交付を受けた標章があっても駐車などができない場所がありますので注意して下さい。

手続 手帳の交付を受けている本人が、住所地を管轄する警察署に申請することとなります（一部介護人申請有）。標章の使用方法や申請手続きの詳細については、事前に警察署の交通課又は警察本部交通規制課へお問い合わせください。

◇警察本部交通規制課（中央区北2条西7丁目 ☎ 251-0110（代表））

12 福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な障がい者などに、NPO 法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車による運送サービスを行います。利用する場合は実施団体へ会員登録する必要があります。団体によって対応できる運送対象や地域、料金などが異なります。

◇制度に関すること：障がい保健福祉部障がい福祉課
（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936）

◇利用に関すること：各実施団体

社会参加

コミュニケーション支援

1 手話通訳者派遣

聴覚に障がいのある方などのコミュニケーションのために、手話通訳者を派遣します。

派遣対象内容 医療・健康・司法・教育・保育・職業・住居・社会生活・教養・人間関係に関することなど。

手続 緊急時を除き、1週間前までに申請書を提出してください（電話、FAX可）。

◇札幌聴覚障害者協会手話通訳者派遣室

（中央区大通西19丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター2階

☎ 633-7575 FAX633-7600）

2 盲ろう者通訳・介助員派遣

視覚と聴覚の両方に障がいのある方（盲ろう者）のコミュニケーションや外出支援のために、通訳・介助員を派遣します。

派遣対象内容

外出支援、コミュニケーション支援、重要な文書の代読など

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8853 FAX641-8966）

3 要約筆記者派遣

中途失聴や難聴の方などのコミュニケーションのために、要約筆記者を派遣します。

派遣対象内容 生命・健康・権利・教育・保育・職業・住居に関することなど。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内

☎ 641-8853 FAX641-8966)

4 各種講習会

名 称	内 容	お 問 い 合 わ せ
手 話 講 習 会	聴覚に障がいのある方に対する理解を深めるとともに、手話で初歩的な日常会話ができるようになることを目標とする講習会で、市内 11 会場で行っています。	札幌聴覚障害者協会 手話通訳者派遣室 (中央区大通西 19 丁目 札幌市視聴覚障がい者情報センター内 ☎ 633-7575 FAX633-7600)
中 級 手 話 講 習 会	日常会話レベルの手話技術等を学び、聴覚に障がいのある方の意思疎通支援などを実践するための講習会です。	
手 話 通 訳 者 養 成 講 座	聴覚に障がいのある方の意思疎通支援を行う手話通訳者を養成しています。	
盲 ろう 者 通 訳 ・ 介 助 員 養 成 講 座	視覚と聴覚に障がいのある方(盲ろう者)の意思疎通と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成しています。	北海道身体障害者福祉協会 (中央区北 2 条西 7 丁目かでの 2・7 ☎ 251-1551)
要 約 筆 記 者 養 成 講 座	中途失聴や難聴の方などに情報を要約して伝える要約筆記の指導を行い、要約筆記者を養成しています。	札幌市身体障害者福祉協会 (西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853)
点 訳 奉 仕 員 養 成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、図書などの点訳を行う奉仕員を養成しています。	札幌市視聴覚障がい者情報センター (札幌市中央区大通西 19 丁目 ☎ 631-6747)
音 訳 奉 仕 員 養 成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、録音図書の製作を行う奉仕員を養成しています。	
音 訳 校 正 奉 仕 員 養 成		
拡 大 写 本 奉 仕 員 養 成	視覚に障がいのある方の文化・教養・娯楽などの情報支援のため、拡大写本の製作を行う奉仕員を養成しています。	

スポーツ・文化・教養

1 障害者社会参加推進センター

障がいのある方の地域での自立生活や社会参加を促進するために、以下の事業を行っています。

- 障がい者の社会参加推進に係る事業の実施
- 社会参加推進事業の実施に必要な情報の収集・分析・提供
- 社会参加推進事業の実施に関する評価・調査研究等

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8853)

2 障害者週間記念事業

12月3日から12月9日までの「障害者週間」を市民へ広めるため、障がいのある方とない方の交流を含めた啓発事業を実施し、障がいのある方の社会参加を促進するとともに、市民の理解と協調の精神を育てるように努めています。

◇障がい保健福祉部障がい福祉課（中央区北1条西2丁目 市本庁舎内
☎ 211-2936)

3 身体障害者福祉月間行事

毎年10月を「身体障害者福祉月間」とし、日頃の障がい者の文化活動の紹介と地域の人々との交流を目的とした文化祭の開催や、障がいを克服し模範的自立更生を遂げた人に対して、これまでの労をねぎらう集いなどを行っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8853)

4 札幌市障がい者スポーツ大会（すすらんピック）

障がいのある方がスポーツを通じて、体力の向上や自立更生への意欲を高め、また、競技などを通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、市民の障がいのある方への理解を深めるために実施しています。

実施競技 ①陸上競技 ②水泳 ③卓球 ④アーチェリー ⑤フライングディスク ⑥ボウリング ⑦バスケットボール（④は身体障がいのみ。⑥～⑦は知的障がいのみ。）

◇札幌市障がい者スポーツ協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 612-1184）

5 スポーツ・レクリエーション教室

身体に障がいのある方のためのスポーツ・レクリエーション教室（卓球など）を開催し、在宅の身体に障がいのある方の自立と生きがいの高揚を図っています。

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8853）

6 福祉バスの運行

身体に障がいのある方のレクリエーション・行事などのため、団体や施設などを対象に、福祉バスを運行しています。

車両 リフト付バス（大型：1台、中型：1台）、車椅子移動車：2台

◇札幌市身体障害者福祉協会

（西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 641-8853）

7 点字図書の給付

情報を点字によって得ている視覚に障がいのある方に、点字図書を給付します。

手続 点字図書出版施設の点字図書発行証明書などを添えて窓口に申請してください。

◇各区保健福祉部保健福祉課（※ウラ表紙を参照）

8 点字即時情報ネットワーク事業

視覚に障がいのある方を対象に、日常生活上必要な最新の情報「点字 JB ニュース」を、札幌市中央図書館や各区役所など市内 14 か所で閲覧しているほか、希望者には郵送もしています。

◇札幌市視覚障害者福祉協会

（西区二十四軒 2 条 6 丁目 札幌市身体障害者福祉センター内 ☎ 644-8310）

9 図書などの郵送貸し出し

直接図書館を利用することが困難な身体に障がいのある方などに、無料で郵送又は宅配便での図書及び視聴覚資料の貸し出しをしています。

手続 登録が必要ですので、お問い合わせください。

貸出期間 1 か月間。図書は 1 人 10 冊、視聴覚資料は 1 人 2 点まで。ただし、総重量に制限がありません（その他電子書籍は 1 人 3 点まで、7 日間貸し出し可）。

◇中央図書館（中央区南 22 条西 13 丁目 ☎ 512-7320）

10 ファクシミリによる図書の所蔵調査・貸出予約

耳の不自由な方に、ファクシミリによる図書館資料の所蔵調査と貸出予約をしています。

手続 登録が必要ですので、お問い合わせください。

◇中央図書館（中央区南 22 条西 13 丁目 ☎ 512-7320）

◇各地区図書館

福祉のまちづくり

1 福祉のまちづくり

障がいのある方や高齢の方をはじめとして、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、平成10年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しました。さらに障がいのある方や高齢の方の社会進出が進み、新たに整備すべき項目や利用実態に合った整備基準を求める声も多く、平成17年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を改正しました。

(1) 条例の概要

「バリアフリー社会の実現」を基本理念として、障がいのある方や高齢の方等が平等に社会に参加するうえでの様々な障壁（バリア）を解消していくことを目指し、市民が一体となって、すべての人にやさしい福祉都市を実現する決意を示しています。

また、条例の目的を実現するため、市の基本的施策、施設整備に関する基準・手続き（(2) 参照）について定めています。

さらに、市・事業者・市民が一体となって推進するための組織として、福祉のまちづくり推進会議を設置しています。

(2) 施設整備規定概要

① 公共的施設

多くの人が利用する学校、病院、映画館、集会場、百貨店、事務所等の公共的施設。

② 事前協議

新設等の場合に、整備基準遵守を確認するため事前協議を行います。

③ 表示板の交付

障がいのある方や高齢の方等が利用しやすい施設であることを示すため、整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設置等の基準を満たす建築物に表示板を交付します。※表示板のデザインは、表紙に掲載

◇障がい保健福祉部障がい福祉課

(中央区北1条西2丁目 市本庁舎内 ☎ 211-2936)

◇(2)については建築指導部建築安全推進課 (同上 ☎ 211-2867)

ま

ど

「警察署（事件・事故など）」

■ファクシミリ及びメールによる 110 番通報

聴覚や言語に障がいがあり、電話で 110 番通報することができない方は、ファクシミリ、又はインターネットに接続可能な携帯電話やスマートフォン等の端末からメールで通報してください。

F A X 110 番～241-1110 へ送信してください。

メール 110 番～携帯電話の場合は、北海道警察ホームページの「聴覚障害者等緊急メール通報」を選択し、必要事項を入力して送信してください。スマートフォン等の端末の場合は、北海道警察ホームページの「安全な暮らし」→「聴覚障害者等メール 110 番」を選択し、必要項目を入力して送信してください。

■ホームページによる安全・安心情報の発信

視覚障がい者の利用に配慮し、音声読み上げブラウザに対応したホームページのコーナーを開設しています。各種相談窓口・手続き案内をはじめ、掲載記事を読み上げることができます。北海道警察ホームページは「北海道警察」又は「道警」で検索してください。

北海道警察ホームページ (<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

「消防署（火災・救急・災害）」

■ファクシミリ及びメール 119 番

聴覚又は言語などに障がいがあり、音声で 119 番通報することができない方は、ファクシミリ又は E メールで通報してください。

F A X 119 番～局番なしの 119 番へ送信してください。

通報用の用紙は市内の各消防署、又は札幌市公式ホームページの「防災・防犯・消防」→「緊急時の連絡先」→「FAX・E メールによる 119 番通報」を選択し、「FAX119 番通報の送信用紙 PDF」からダウンロードできます。

メール 119 番～E メール機能付きの携帯電話等を利用して、E メールにより消防車や救急車の出動を要請することができます。なお、利用には事前登録が必要になります。詳しくは、札幌市公式ホームページの「防災・防犯・消防」→「緊急時の連絡先」→「FAX・E メールによる 119 番通報」を選択し、「E メールによる 119 番通報について」の項目又は市内の各消防署、各区役所で配布しているパンフレットをご参照ください。

札幌市公式ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/>)

■ホームページによる災害情報提供

火災や災害の情報をインターネットを通じてパソコンや携帯電話で確認することができます。

パソコンからアクセス (<http://www.119.city.sapporo.jp/saigai/sghp.html>)

携帯電話からアクセス (<http://www.119.city.sapporo.jp/saigai/>)

■在宅療養の方に知っておいていただきたい災害への備え

日頃より医療機器の定期点検と、バッテリー等の状態の確認を行いましょう。また、お使いの医療機器の状態がわからない方は、メーカー・販売業者にご相談ください。

【人工呼吸器使用の方】

- ・内蔵バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認をしましょう。
- ・外部バッテリーもしくは予備機の備えをしましょう。
- ・アンビューバッグが用意できる場合は用意しましょう。
- ・車のシガーソケットから充電可能な機器の場合は専用のアダプターを備えましょう。
- ・予備のチューブや衛生セットを持ち運べる状態で保管しておきましょう。

【吸引器を使用している方】

- ・内蔵バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認をしましょう。
- ・外部バッテリーもしくは予備機の備えをしましょう。
- ・電源を使用しない手動式・足踏み式の吸引器の備えをしましょう。
- ・予備のチューブや衛生セットを持ち運べる状態で保管しておきましょう。

【在宅酸素療法をしている方】

- ・予備の酸素ボンベの備えをしましょう。
- ・火気厳禁なので、使用方法・保管場所にも注意をしてください。
- ・移動用のキャリーを備えましょう。
- ・予備のチューブや衛生セットを持ち運べる状態で保管しておきましょう。

【人工透析中の方】

- ・在宅で人工透析をしている方は、内蔵バッテリーの有無・バッテリーの寿命の確認をしましょう。
- ・外部バッテリーの備えをしましょう。
- ・低カリウム・エネルギーの多い非常食（カロリーメイトなどのバランス栄養食・減塩タイプの保存食）を備えましょう。
- ・水分補給ができるよう保存水を備えましょう。

【インスリン・成長ホルモン等の冷蔵保存を

要する薬剤を使用している方】

- ・冷蔵保存状態確保のため、クーラーバッグ、保冷剤の備えをしましょう。
- ・薬剤の保管方法については病院・薬局や薬剤メーカーにお問い合わせください。
* 冷凍してはいけないものもあります。
- ・注射器・衛生セットも備えましょう。

【服薬中の方】

- ・非常時に持ち出せるよう、携帯用に予備の薬を備えましょう。

【体温維持が困難な方】

- ・気温上昇に伴う体温上昇に備え、クールベスト・保冷剤（保冷枕）・クールマット・冷却マットの備えをしましょう。
- ・気温低下に伴う体温低下に備え、カイロ・アルミブランケット・毛布などを備えましょう。

共通事項

ライト、非常食や水、携帯用ラジオ、現金等の非常時必要なものを整理しておきましょう。
緊急避難先・通院先の病院・介護事業所等の連絡先を確認し、メモしておきましょう。
お薬手帳がある場合には、お薬手帳に疾患に関すること・緊急連絡先をメモしておきましょう。

* 札幌市では、バッテリー・アンビューバッグ・酸素ボンベの購入等に対する補助事業等はありません。ご了承ください。（人工呼吸器のバッテリーは医療保険の対象となることがあります。詳しくは主治医にご相談ください。）

関係機関一覧

1 市の専門機関

- ◆札幌市保健福祉局
障がい保健福祉部障がい福祉課
(中央区北 1 条西 2 丁目
☎ 211-2936 FAX218-5181)
- ◆札幌市身体障害者更生相談所
(西区二十四軒 2 条 6 丁目
札幌市身体障害者福祉センター内
☎ 641-8852 FAX641-8686)
- ◆札幌市身体障害者福祉センター
(西区二十四軒 2 条 6 丁目
☎ 641-8850 FAX641-8966)
- ◆札幌市視聴覚障がい者
情報センター
(中央区大通西 19 丁目
☎ 631-6747 FAX631-6751)
- ◆札幌市知的障害者更生相談所
(手をつなぐ相談センターまあち)
(豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21
札幌市子ども発達支援総合セン
ター 4 階 ☎ 824-1901)
- ◆札幌市精神保健福祉センター
(札幌こころのセンター)
(中央区大通西 19 丁目
WEST19 4 階
☎ 622-0556)

- ◆札幌市子ども発達支援総合
センター(ちくたく)
(豊平区平岸 4 条 18 丁目 1-21
☎ 821-0070)
- ◆札幌市自閉症・発達障害
支援センター(おがる)
(東区東雁来 12 条 4 丁目 1-5
☎ 790-1616)
- ◆札幌市児童相談所
(中央区北 7 条西 26 丁目
札幌市児童福祉総合センター内
☎ 622-8630)

2 区役所

- ◆中央区役所
(中央区南 3 条西 11 丁目
☎代表 231-2400 FAX231-2346)
- ◆北区役所
(北区北 24 条西 6 丁目
☎代表 757-2400 FAX757-2411)
- ◆東区役所
(東区北 11 条東 7 丁目
☎代表 741-2400 FAX711-2900)

- ◆白石区役所
（白石区南郷通1丁目南8-1
☎代表 861-2400 FAX861-2608)
 - ◆厚別区役所
（厚別区厚別中央1条5丁目
☎代表 895-2400 FAX896-0930)
 - ◆豊平区役所
（豊平区平岸6条10丁目
☎代表 822-2400 FAX833-4096)
 - ◆清田区役所
（清田区平岡1条1丁目
☎代表 889-2400 FAX889-2703)
 - ◆南区役所
（南区真駒内幸町2丁目
☎代表 582-2400 FAX584-9008)
 - ◆西区役所
（西区琴似2条7丁目
☎代表 641-2400 FAX641-0372)
 - ◆手稲区役所
（手稲区前田1条11丁目
☎代表 681-2400 FAX694-0530)
 - ◆東保健センター
（東区北11条東7丁目
☎代表 711-3211)
 - ◆白石保健センター
（白石区南郷通1丁目南8-1
白石区複合庁舎 3階
☎代表 862-1881)
 - ◆厚別保健センター
（厚別区厚別中央1条5丁目
☎代表 895-1881)
 - ◆豊平保健センター
（豊平区平岸6条10丁目
☎代表 822-2400)
 - ◆清田保健センター
（清田区平岡1条1丁目
☎代表 889-2400)
 - ◆南保健センター
（南区真駒内幸町1丁目
☎代表 581-5211)
 - ◆西保健センター
（西区琴似2条7丁目
☎代表 621-4241)
 - ◆手稲保健センター
（手稲区前田1条11丁目
☎代表 681-1211)
- 3 保健センター**
- ◆中央保健センター
（中央区南3条西11丁目
☎代表 511-7221)
 - ◆北保健センター
（北区北25条西6丁目1-1
☎代表 757-1181)

4 市税事務所

◆中央市税事務所

(中央区北2条東4丁目)

サッポロファクトリー2条館4階)

☎納税課 211-3912

☎市民税課 211-3914

☎諸税課 211-3071

☎固定資産税課 211-3918

◆北部市税事務所

(中央区北4条西5丁目)

アスティ45 9階)

☎納税課 207-3912

☎市民税課 207-3914

☎固定資産税課 207-3918

◆東部市税事務所

(厚別区大谷地東2丁目4-1)

札幌市交通局本局庁舎1階・2階)

☎納税課 802-3912

☎市民税課 802-3914

☎固定資産税課 802-3918

◆南部市税事務所

(豊平区平岸5条8丁目2-10)

イースト平岸 2階・3階・4階)

☎納税課 824-3912

☎市民税課 824-3914

☎固定資産税課 824-3918

◆西部市税事務所

(西区琴似3条1丁目1-20)

コトニ3・1ビル 2階)

☎納税課 618-3912

☎市民税課 618-3914

☎固定資産税課 618-3918

5 道税事務所

◆札幌道税事務所税務管理部

(中央区北3条西7丁目)

道庁別館 2階)

☎不動産取得税 204-5363

☎その他 204-5084

◆札幌道税事務所自動車税部

(北区北22条西2丁目)

☎自動車税減免 746-1194

☎その他 746-1190

6 国税関係機関

◆札幌中税務署

(中央区大通西10丁目)

札幌第2合同庁舎

☎代表 231-9311)

(自動音声案内)

◆札幌北税務署

(北区北31条西7丁目3-1)

☎代表 707-5111)

(自動音声案内)

◆札幌南税務署
(豊平区月寒東 1 条 5 丁目 3-4)
☎代表 555-3900
(自動音声案内)

◆札幌西税務署
(西区発寒 4 条 1 丁目 7-1)
☎代表 666-5111
(自動音声案内)

◆札幌東税務署
(厚別区厚別東 4 条 4 丁目 8-8)
☎代表 897-6111
(自動音声案内)

※税務署への来署による相談を希望される場合は、事前に予約が必要となります。

◆札幌税関支署
(中央区大通西 10 丁目)
札幌第 2 合同庁舎内
☎ 231-1443)

7 公共職業安定所(ハローワーク)

◆札幌公共職業安定所
(ハローワーク札幌)
(中央区南 10 条西 14 丁目)
☎代表 562-0101
(自動音声案内)

◆札幌東公共職業安定所
(ハローワーク札幌東)
(豊平区月寒東 1 条 3 丁目)
☎代表 853-0101
(自動音声案内)

◆札幌北公共職業安定所
(ハローワーク札幌北)
(東区北 16 条東 4 丁目)
☎代表 743-8609
(自動音声案内)

8 年金事務所

◆札幌東年金事務所
(白石区菊水 1 条 3 丁目)
☎ 831-0735
(自動音声案内)

◆札幌西年金事務所
(中央区北 3 条西 11 丁目)
☎ 241-7284
(自動音声案内)

◆札幌北年金事務所
(北区北 24 条西 6 丁目)
☎ 717-4133
(自動音声案内)

◆新さっぽろ年金事務所
(厚別区厚別中央 2 条 6 丁目)
☎ 892-9313
(自動音声案内)

9 社会福祉協議会

◆社会福祉法人
札幌市社会福祉協議会
(中央区大通西 19 丁目)
札幌市社会福祉総合センター内
☎ 614-3345)

◆中央区社会福祉協議会
(中央区南2条西10丁目
中央区民センター 1階
☎ 281-6113)

◆北区社会福祉協議会
(北区北24条西6丁目
北区役所 1階
☎ 757-2482)

◆東区社会福祉協議会
(東区北11条東7丁目
東区民センター 1階
☎ 741-6440)

◆白石区社会福祉協議会
(白石区南郷通1丁目南8-1
白石区複合庁舎 1階
☎ 861-3700)

◆厚別区社会福祉協議会
(厚別区厚別中央1条5丁目
厚別区民センター 1階
☎ 895-2483)

◆豊平区社会福祉協議会
(豊平区平岸6条10丁目
豊平区民センター 1階
☎ 815-2940)

◆清田区社会福祉協議会
(清田区平岡1条1丁目
清田区総合庁舎 3階
☎ 889-2491)

◆南区社会福祉協議会
(南区真駒内幸町2丁目
南区役所 3階
☎ 582-2415)

◆西区社会福祉協議会
(西区琴似2条7丁目
西区役所 1階
☎ 641-6996)

◆手稲区社会福祉協議会
(手稲区前田1条11丁目
手稲区民センター 1階
☎ 681-2644)

10 その他

◆独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
北海道障害者職業センター
(北区北24条西5丁目1-1
札幌サンプラザ 5階
☎ 747-8231)

◆日本赤十字社
北海道支部点字図書センター
(中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル 5階
☎ 271-1323)

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（抜粋）が、どのような対象者向けに用意され（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせ）

項目	ページ	障がい区分（級） 事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい						音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
相談窓口	7	障がい者相談支援事業	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	8	障がい児等療育支援事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	9	障がい者あんしん相談	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	9	障がい者虐待相談	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	10	精神科救急情報センター														
	11	法人後見事業														
	11	日常生活自立支援事業														
	13	身体障害者相談員	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	13	知的障害者相談員														
	13	ろうあ者相談員							一部◎	一部◎	一部◎		一部◎			
13	盲人相談員	◎	◎	◎	◎	◎	◎									
福祉サービス	28	入浴サービス														
	28	あんしんコール	○	○												
	29	寝具の洗濯乾燥														
医療	34	重度心身障がい者医療費助成	◎	◎					◎							
	35	後期高齢者医療制度	○	○	○				○	○				○	○	
	36	障がい者歯科診療	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
保健	37	身体障害者在宅訪問診査・指導	身体的・地理的条件により受診や相談を受ける機会が少ない													
	37	訪問指導	加齢や障がい等のため療養している方													

◎…障がい児・障がい者とも ○…障がい者のみ △…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。
 ださい。)

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△				重症心身障がいのある方、児童、発達障がい児。いずれも在宅の方
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
														○	○	○	緊急な精神科治療が必要な方
											○	○	○	○	○	○	判断能力を欠き、市長が後見の申立を行った方
											○	○	○	○	○	○	日常生活の判断に不安のある知的障がい者、精神障がい者等
	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
											○	○	○				
	○	○					○	○									原則として在宅のみ、所得に応じて自己負担あり
	○	○					○	○									原則1・2級、所得に応じて自己負担あり
	○	○															寝たきり状態の方。住民税非課税世帯
	○	○					○	○	○		○			○			所得制限あり。精神障がいのある方は入院にかかるものを除く。
	○	○	○	一部 ○			○	○	○		○			○	○		65歳以上で一定の障がいのある方
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
身体に障がいのある方及びその家族の方																	

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（抜粋）が、どのような対象者向けに用意され（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせ）

項目	ページ	障がい区分（級） 事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい						音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
福祉用具	42	紙おむつの支給														
	42	福祉用具展示コーナー	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	42	福祉用具展示ホール	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	43	福祉用具リサイクル	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
年金 ・ 手当	44	国民年金（障害基礎年金）	国民年金法障害等級の1級又は2級に該当する20歳以上の方													
	44	厚生年金（障害厚生年金）	厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある病気やけがによって国													
	45	特別障害給付金	国民年金に任意加入していなかった期間に初診日があり、現													
	46	心身障害者扶養共済制度	◎	◎	◎					◎	◎					◎
	47	障害児福祉手当	重度の障がいがあり、日常生活で常に介護が必要な20歳未満													
	47	特別障害者手当	著しく重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護が必要													
	47	福祉手当	昭和61年4月1日において従前の福祉手当を受給していた方で、													
	47	児童扶養手当	父又は母に、国民年金法障害等級1級程度の障がいがある場合、													
	47	特別児童扶養手当	身体又は精神に重度、中度の障がいのある20歳未満の児童を													
	47	外国人障害者福祉手当	○	○						○						
47	災害遺児手当	父又は母が災害により身体障害者福祉法障害程度等級表1級														

◎…障がい児・障がい者とも ○…障がい者のみ △…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。
 ださい。)

肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
○	○									○			○			在宅重度障がい者で常時おむつを使用している方。生活保護世帯以外自己負担あり。原則3歳以上
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
その他に一定の要件があります。																
民年金法障害等級の1級又は2級に該当する方。独自給付として3級があります。																
その他に一定の要件があります。																
在国民年金法障害等級の1級又は2級相当の障がいにある方																
その他に一定の要件があります。																
○	○	○				○	○	○		○	○	○	○	○		任意加入
の児童																
な20歳以上の方																
所得制限あり。																
特別障害者手当、障害基礎年金を受けることができない方																
新規申請は受け付けません。																
児童を監護している父、母又は養育者の方																
その他に一定の要件があります。																
養育している方																
所得制限あり。																
○	○					○	○			○						
又は2級となった児童を扶養している方																
その他に一定の要件があります。																

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（抜粋）が、どのような対象者向けに用意され（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせ）

項目	ページ	障がい区分（級） 事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい						音声言語機能障がい		
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4		
税 の 軽 減	48	所得税	特別障害者控除	◎	◎					◎							
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	
			特定増改築等に係る特別控除	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	48	住民税	非課税	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			特別障害者控除	◎	◎					◎							
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		
	48	固定資産税	住宅バリアフリー改修	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
	48	相続税	特別障害者控除	◎	◎					◎							
			障害者控除			◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎		
	48	贈与税	特別障害者に対する非課税	◎	◎					◎							
特定障害者（特別障害者以外の者に限る）に対する非課税																	
48	個人事業税	減免	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
		非課税	視覚に重度の障がいのある方が、あんま・はりなどの医業に														
49	軽自動車税の減免		◎	◎	◎	◎			一部 ◎	◎		一部 ◎		一部 ◎			
49	自動車税の減免		◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎		一部 ◎			
49	自動車取得税の減免		◎	◎	◎	◎			◎	◎		◎		一部 ◎			
49	マル優制度等		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
各種料金の割引・助成	51	NHK放送受信料の減免	全額（所得制限あり）	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
			半額（世帯主に限る）	○	○	○	○	○	○	○	聴覚 ○	聴覚 ○	聴覚 ○	聴覚 ○	聴覚 ○		
	52	NTT 番号案内サービス		◎	◎	◎	◎	◎	◎								
	52	携帯電話の基本使用料等割引		詳細については、各携帯電話会社にお問い合わせください。													
	52	心身障がい者用ゆうメール															
53	青い鳥郵便葉書		◎	◎					◎								

◎…障がい児・障がい者とも ○…障がい者のみ △…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。
ださい。)

肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	所得制限あり。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			相続又は遺贈により財産を取得した法定相続人で85歳未満の方。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			特別障害者が特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合、6千万円まで。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	特定の障がいのある者(特定障害者のうち特別障害者以外の者)が、特定障害者扶養信託契約によって受益者となる場合、3千万円まで。詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	所得制限あり。
類する事業を行う場合																
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	障がい者と生計を同じくする方が、専らその方のために使用する場合も可
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	世帯構成員全員が市民税非課税
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			<input type="radio"/>			総合等級で、重度(1、2級)となる身体障害者手帳をお持ちの方も含む。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>									<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						図書館の発受するものに限る。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>						

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（抜粋）が、どのような対象者向けに用意され（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせ）

項目	ページ	障がい区分（級） 事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい					音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4
その他支援	55	自立更生促進資金の貸付け	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	56	単身者向け市営住宅	○	○	○	○			○	○	○			○	○
	56	車いす使用者向け市営住宅	身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、												
	56	市営住宅抽選優遇制度	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
就労支援	57	職業相談・職業紹介	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		公共職業訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		職業リハビリテーション 職場適応訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		職業準備支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		ジョブコーチ支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		職場復帰（リワーク）支援													
機能回復・訓練	61	機能回復訓練													
	61	講習会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	61	音声機能障害者発声訓練												○	
	61	中途失明者社会適応訓練	○	○	○	○	○	○							
	62	オストメイト社会適応訓練													
	62	聴能言語訓練							一部 ◎	一部 ◎	一部 ◎	一部 ◎	一部 ◎		
	62	失語症言語機能訓練（個別）												○	○
	62	「言葉の教室」訓練（団体）												○	○
	63	聴覚障がい者社会生活教室							一部 ○	一部 ○	一部 ○	一部 ○	一部 ○		
	63	視覚障がい者家庭生活訓練	○	○	○	○	○	○							
63	視覚障がい者社会生活訓練	○	○	○	○	○	○								

◎…障がい児・障がい者とも ○…障がい者のみ △…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。
 ださい。)

	肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							市内に引き続き1年以上居住していること。
	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	自活できる方
車いすを恒常的に使用している単身者、若しくはこのような方がいる世帯。																	
	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	障がいの症状が固定し、技術取得と集団生活が可能の方
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無料 発達障がいのある方、手帳のない方も対応可
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無料 発達障がいのある方、手帳のない方も対応可
														○	○	○	無料 手帳のない方も対応可
	○	○	○	○	○	○											
	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
																	喉頭を摘出して音声機能を失った方
																	原則 15 歳以上の視覚障がい者
							○		○	○							人工肛門・ぼうこうを造設した方及びその家族
																	聴覚障がい者のみ
																	失語症の方
																	聴覚障がい者のみ

障がい施策一覧

本書に掲載されている各種サービス（抜粋）が、どのような対象者向けに用意され（これに該当しても他に必要な要件がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせ）

項目	ページ	障がい区分（級） 事業名	視覚障がい						聴覚又は平衡機能障がい						音声言語機能障がい	
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	
交通関係	64	交通費助成	○	○	○	○			○	○	○			○	○	
	66	身体・知的障がい者通所交通費助成	○ ^{一部}	○ ^{一部}	○	○	○	○	○ ^{一部}	○	○	○	○	○	○	
	67	精神障がい者・難病患者等通所交通費助成														
	68	JR 旅客運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	69	被救護者旅客運賃割引	△ ^{一部}	△ ^{一部}	△ ^{一部}	△ ^{一部}	△ ^{一部}	△ ^{一部}								
	69	航空旅客運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	70	有料道路通行料金の優遇措置	○	○	○	○ ^{一部}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	70	タクシー料金の福祉割引制度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	71	バス・市営交通の運賃割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	71	自動車改造費の補助														
	71	自動車運転訓練費の補助	○	○	○	○			○	○	○			○	○	
	72	駐車禁止除外指定車の標章	○	○	○	○ ^{一部}			○	○	○ ^{一部}	○ ^{一部}				
社会参加	73	手話通訳者派遣							○ ^{一部}	○ ^{一部}	○ ^{一部}		○ ^{一部}			
	73	盲ろう者通訳・介助員派遣	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
	73	要約筆記者派遣							○	○	○	○	○			
	76	札幌市障がい者スポーツ大会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	76	スポーツ・レクリエーション教室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	76	福祉バスの運行	身体障がい者福祉関係団体及び施設													
	76	点字図書の給付	○	○												
	77	図書などの郵送貸し出し	○	○	○	○			○	○	○			○	○	
77	ファクシミリによる図書の所蔵調査・貸出予約							○ ^{一部}	○ ^{一部}	○ ^{一部}						

○…障がい児・障がい者とも ○…障がい者のみ △…障がい児のみ

ているのかを示した一覧表です。
ださい。)

肢体不自由						内部障がい				知的障がい			精神障がい			備考・その他の要件
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	A	B	B̄	1	2	3	
○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	市内に住民登録があること。障がい種別・等級により助成内容が異なります。
一部 ○	一部 ○	○	○	○	○	一部 ○	一部 ○	○	○	一部 ○	○	○				・市内に住民登録があること。 ・生活保護法により移送費を受け ることができる方は除く。 ・障がい者交通費助成の助成内容 によって、要件が異なります。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
一部 △	一部 △	一部 △	一部 △	一部 △	一部 △					一部 ○	一部 ○	一部 ○				JR 指定の施設の入所者等。詳しくは JR 各駅へお問い合わせください。
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				12 歳以上であること
○	一部 ○	一部 ○	○	○	○	○	○	○	一部 ○	○						○印は本人運転の場合のみ
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
○	○															所得制限あり、本人運転
○	○	○	○			○	○	○	○							運転免許の取得が可能な方
○	一部 ○	一部 ○	一部 ○	一部 ○		○	○	○		○			○			
																視覚障がいと聴覚障がいの両方を持ち、合わせて 2 級以上の方
○	○	○	○	○	○	一部 ○	一部 ○	一部 ○	一部 ○	○	○	○				4 月 1 日現在 13 歳以上の方
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
○	○	○	○			○	○	○	○							直接来館できない方。戦傷病者手帳所有者を含む。
																聴覚障がい児・者のみ

平成30年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(359 疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	63	眼皮膚白皮症	125	コフィン・ローリー症候群
2	アイザックス症候群	64	偽性副甲状腺機能低下症	126	混合性結合組織病
3	IgA 腎症	65	ギャロウエイ・モフト症候群	127	鰓耳腎症候群
4	IgG4 関連疾患	66	急性壊死性脳症	128	再生不良性貧血
5	亜急性硬化性全脳炎	67	急性網膜壊死	129	サイトメガロウィルス角膜炎
6	アジソン病	68	球脊髄性筋萎縮症	130	再発性多発軟骨炎
7	アッシャー症候群	69	急速進行性糸球体腎炎	131	左心低形成症候群
8	アトピー性脊髄炎	70	強直性脊椎炎	132	サルコイドーシス
9	アペール症候群	71	強皮症	133	三尖弁閉鎖症
10	アミロイドーシス	72	巨細胞性動脈炎	134	三頭筋素欠損症
11	アラジール症候群	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	135	CFC 症候群
12	アルポート症候群	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	136	シェーグレン症候群
13	アレキサンダー病	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	137	色素性乾皮症
14	アンジェルマン症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	138	自己貪食空胞性ミオパチー
15	アントレー・ピクスラー症候群	77	筋萎縮性側索硬化症	139	自己免疫性肝炎
16	イン吉草酸血症	78	筋型糖尿病	140	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
17	一次性ネフローゼ症候群	79	筋ジストロフィー	141	自己免疫性溶血性貧血
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	80	クッシング病	142	四肢形成不全
19	1p36 欠失症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群	143	シトステロール血症
20	遺伝性自己炎症疾患	82	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	144	シトリン欠損症
21	遺伝性ジストニア	83	クルーゾン症候群	145	紫斑病性腎炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	84	グルコーストランスポーター1欠損症	146	脂肪萎縮症
23	遺伝性膀胱炎	85	グルタル酸血症1型	147	若年性特発性関節炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	86	グルタル酸血症2型	148	若年性肺気腫
25	ウィーバー症候群	87	クロウ・深瀬症候群	149	シャルコー・マリー・トゥース病
26	ウィリアムズ症候群	88	クローン病	150	重症筋無力症
27	ウィルソン病	89	クローンカイト・カナダ症候群	151	修正大血管転位症
28	ウエスト症候群	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症	152	ジュベール症候群関連疾患
29	ウェルナー症候群	91	結節性硬化症	153	シュワルツ・ヤンペル症候群
30	ウォルフラム症候群	92	結節性多発動脈炎	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
31	ウルリッヒ病	93	血栓性血小板減少性紫斑病	155	神経細胞移動異常症
32	HTLV-1 関連脊髄症	94	限局性皮質異形成	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
33	ATR-X 症候群	95	原発性局所多汗症	157	神経線維腫症
34	ADH 分泌異常症	96	原発性硬化性胆管炎	158	神経フェリチン症
35	エーラス・ダンロス症候群	97	原発性高脂血症	159	神経有棘赤血球症
36	エプスタイン症候群	98	原発性側索硬化症	160	進行性核上性麻痺
37	エプスタイン病	99	原発性胆汁性胆管炎	161	進行性骨化性線維異形成症
38	エマヌエル症候群	100	原発性免疫不全症候群	162	進行性多巣性白質脳症
39	遠位型ミオパチー	101	顕微鏡的大腸炎	163	進行性白質脳症
40	円錐角膜	102	顕微鏡的多発血管炎	164	進行性ミオクローヌステんかん
41	黄色靭帯骨化症	103	高IgD 症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
42	黄斑ジストロフィー	104	好酸球性消化管疾患	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
43	大田原症候群	105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	167	スタージ・ウェーバー症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	106	好酸球性副鼻腔炎	168	スティューヴンス・ジョンソン症候群
45	オスラー病	107	抗糸球体基底膜腎炎	169	スミス・マギニス症候群
46	カーニー複合	108	後縦靭帯骨化症	170	スモン
47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	109	甲状腺ホルモン不応症	171	脆弱X 症候群
48	潰瘍性大腸炎	110	拘束型心筋症	172	脆弱X 症候群関連疾患
49	下垂体前葉機能低下症	111	高チロシン血症1型	173	正常圧水頭症
50	家族性地中海熱	112	高チロシン血症2型	174	成人スチル病
51	家族性良性慢性天疱瘡	113	高チロシン血症3型	175	成長ホルモン分泌亢進症
52	カナバン病	114	後天性赤芽球癆	176	脊髄空洞症
53	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	115	広範脊柱管狭窄症	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
54	歌舞伎症候群	116	抗リン脂質抗体症候群	178	脊髄髄膜瘤
55	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	117	コケイン症候群	179	脊髄性筋萎縮症
56	カルニチン回路異常症	118	コステロ症候群	180	セピアプテリン還元酵素(SR) 欠損症
57	加齢黄斑変性	119	骨形成不全症	181	前眼部形成異常
58	肝型糖尿病	120	骨髄異形成症候群	182	全身性エリテマトーデス
59	間質性膀胱炎(ハンナ型)	121	骨髄線維症	183	先天異常症候群
60	環状20番染色体症候群	122	ゴナドトロピン分泌亢進症	184	先天性横膈膜ヘルニア
61	関節リウマチ	123	5p 欠失症候群	185	先天性核上性球麻痺
62	完全大血管転位症	124	コフィン・シリス症候群	186	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
187	先天性魚鱗癬	245	特発性両側性感音難聴	303	β-ケトチオラーゼ欠損症
188	先天性筋無力症候群	246	突発性難聴 ○	304	ベーチェット病
189	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	247	ドラベ症候群	305	バスレムミオパチー
190	先天性三尖弁狭窄症	248	中條・西村症候群	306	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
191	先天性腎性尿崩症	249	那須・ハコラ病	307	ヘモクロマトーシス ○
192	先天性赤血球形成異常性貧血	250	軟骨無形成症	308	ペリー症候群
193	先天性僧帽弁狭窄症	251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	309	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
194	先天性大脳白質形成不全症	252	22q11.2欠失症候群	310	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
195	先天性肺静脈狭窄症	253	乳幼児肝巨大血管腫	311	片側巨脳症
196	先天性風疹症候群 ○	254	尿素サイクル異常症	312	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
197	先天性副腎低形成症	255	ヌーナン症候群	313	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	先天性副腎皮質酵素欠損症	256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	314	発作性夜間ヘモグロビン尿症
199	先天性ミオパチー	257	脳髄黄色腫症	315	ポルフィリン症
200	先天性無痛無汗症	258	脳表ヘモジゲリン沈着症	316	マリネスコ・シェーグレン症候群
201	先天性葉酸吸収不全	259	膿疱性乾癬	317	マルファン症候群
202	前頭側頭葉変性症	260	嚢胞性線維症	318	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー
203	早期ミオクロニー脳症	261	パーキンソン病	319	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
204	総動脈幹遺残症	262	バージャー病	320	慢性再発性多発性骨髄炎
205	総排泄腔遺残	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	321	慢性膀胱炎 ○
206	総排泄腔外反症	264	肺動脈性肺高血圧症	322	慢性特発性偽性腸閉塞症
207	ソトス症候群	265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	323	ミオクロニー欠伸てんかん
208	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	肺胞低換気症候群	324	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
209	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	パッド・キアリ症候群	325	ミトコンドリア病
210	大脳皮質基底核変性症	268	ハンチントン病	326	無虹彩症
211	大理石骨病	269	汎発性特発性骨増殖症 ○	327	無脾症候群
212	ダウン症候群 ○	270	PCDH19 関連症候群	328	無βリポタンパク血症
213	高安静脈炎	271	非ケトーシス型高グリシン血症	329	メーブルシロップ尿症
214	多系統萎縮症	272	肥厚性皮膚骨膜炎	330	メチルグルタコン酸尿症
215	タナトフォリック骨異形成症	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	331	メチルマロン酸血症
216	多発血管炎性肉芽腫症	274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	332	メビウス症候群
217	多発性硬化症/視神経脊髄炎	275	肥大型心筋症	333	メンケス病
218	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	左肺動脈右肺動脈起始症	334	網膜色素変性症
219	多発性嚢胞腎	277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	335	もやもや病
220	多脾症候群	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	336	モワット・ウイルソン症候群
221	タンジール病	279	ピッカースタッフ脳幹脳炎	337	薬剤性過敏症候群 ○
222	単心室症	280	非典型性溶血性尿毒症候群	338	ヤング・シンプソン症候群
223	弾性線維性仮性黄色腫	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	339	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
224	短腸症候群 ○	282	皮膚筋炎/多発性筋炎	340	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
225	胆道閉鎖症	283	びまん性汎細気管支炎 ○	341	4p欠失症候群
226	遅発性内リンパ水腫	284	肥満低換気症候群 ○	342	ライソゾーム病
227	チャーシ症候群	285	表皮水疱症	343	ラスムッセン脳炎
228	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	344	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
229	中毒性表皮壊死症	287	VATER 症候群	345	ランドウ・クレフナー症候群
230	腸管神経節細胞僅少症	288	ファイファー症候群	346	リジン尿性蛋白不耐症
231	TSH分泌亢進症	289	ファロー四徴症	347	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
232	TNF受容体関連周期性症候群	290	ファンconi貧血	348	両大血管右室起始症
233	低ホスファターゼ症	291	封入体筋炎	349	リンパ管腫症/ゴーハム病
234	天疱瘡	292	フェニルケトン尿症	350	リンパ脈管筋腫症
235	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	293	複合カルボキシラーゼ欠損症	351	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
236	特発性拡張型心筋症	294	副甲状腺機能低下症	352	ルビンシュタイン・テイビ症候群
237	特発性間質性肺炎	295	副腎白質ジストロフィー	353	レーベル遺伝性視神経症
238	特発性基底核石灰化症	296	副腎皮質刺激ホルモン不応症	354	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
239	特発性血小板減少性紫斑病	297	ブラウ症候群	355	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
240	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	298	ブラダー・ウィリ症候群	356	レット症候群
241	特発性後天性全身性無汗症	299	プリオン病	357	レノックス・ガスター症候群
242	特発性大腿骨頭壊死症	300	プロピオン酸血症	358	ロスモンド・トムソン症候群
243	特発性多中心性キャッスルマン病 ※	301	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	359	肋骨異常を伴う先天性側弯症
244	特発性門脈圧亢進症	302	閉塞性細気管支炎		

※ 新たに対象となる疾病 (1 疾病)

△ 表記が変更された疾病 (3 疾病)

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

経過的に対象となっている疾病について

①平成 27 年 1 月以降に対象外になった疾病

疾 病 名
劇症肝炎
重症急性膵炎

②平成 27 年 7 月以降に対象外になった疾病

疾 病 名
肝外門脈閉塞症
肝内結石症
偽性低アルドステロン症
ギラン・バレ症候群
グルココルチコイド抵抗症
原発性アルドステロン症
硬化性萎縮性苔癬
好酸球性筋膜炎
視神経症
神経性過食症
神経性食欲不振症
先天性 QT 延長症候群
TSH 受容体異常症
特発性血栓症
フィッシャー症候群
メニエール病

○これらの疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、すでに障害福祉サービス等^{*}の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

①平成 27 年 1 月 1 日以降は対象外となりますが、平成 26 年 12 月 31 日までに障害福祉サービス等^{*}の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

②平成 27 年 7 月 1 日以降は対象外となりますが、平成 27 年 6 月 30 日までに障害福祉サービス等^{*}の支給決定等を受けたことがある方は引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

特定適合施設表示板（シンボルマーク）



表紙左下は「札幌市福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者・高齢者等に利用しやすく整備されている建築物であることを、利用する人に広く知らせるために定められた「特定適合施設表示板」です。

このデザインは、公募作品のなかから選ばれました。バリアフリー（Barrierfree）の“B”のフォルムを、ハートをつつみこんだやわらかな形にして、人に対するやさしさを表現し、だれにでも分かりやすく好まれるマークとなっています。

条例の定める整備基準に適合したうえ、さらにエレベーターや車いす使用者用駐車施設の設備等の要件を満たした建築物に交付します（担当：都市局建築指導部管理課）。

各区役所連絡先一覧

- 中央区役所 (〒060-8612 中央区南3条西11丁目
☎代表 231-2400 FAX 231-2346
ろうあ者相談員 FAX 281-2900)
- 北区役所 (〒001-8612 北区北24条西6丁目
☎代表 757-2400 FAX 757-2411
ろうあ者相談員 FAX 707-2900)
- 東区役所 (〒065-8612 東区北11条東7丁目
☎代表 741-2400 FAX 711-2900
ろうあ者相談員 FAX 711-2900)
- 白石区役所 (〒003-8612 白石区南郷通1丁目南8-1
☎代表 861-2400 FAX 861-2608
ろうあ者相談員 FAX 862-2900)
- 厚別区役所 (〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目
☎代表 895-2400 FAX 896-0930
ろうあ者相談員 FAX 892-2900)
- 豊平区役所 (〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目
☎代表 822-2400 FAX 833-4096
ろうあ者相談員 FAX 841-2900)
- 清田区役所 (〒004-8613 清田区平岡1条1丁目
☎代表 889-2400 FAX 889-2703
ろうあ者相談員 FAX 889-2404)
- 南区役所 (〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目
☎代表 582-2400 FAX 584-9008
ろうあ者相談員 FAX 584-2900)
- 西区役所 (〒063-8612 西区琴似2条7丁目
☎代表 641-2400 FAX 641-0372
ろうあ者相談員 FAX 631-2900)
- 手稲区役所 (〒006-8612 手稲区前田1条11丁目
☎代表 681-2400 FAX 694-0530
ろうあ者相談員 FAX 681-2900)

障がいのある方のための

福祉ガイド 2018

平成30年(2018年)8月1日発行

編集・発行／

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL 211-2936 FAX 218-5181

この福祉ガイドは、平成30年4月1日現在で編集しています。今後、制度や機構などが一部変更になる場合もありますので、詳細については必ず担当課にご確認くださいようお願いいたします。

音声コードを専用の「読み上げ装置」で読み取ると、内容を音声で聞くことができます。

